

令和 7 年度 自己点検評価書

－ 日本高等教育評価機構 令和 8 年度大学機関別認証評価基準準拠 －

令和 8 (2026) 年 6 月
岐阜協立大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	9
基準 3. 学生	14
基準 4. 教育課程	32
基準 5. 教員・職員	51
基準 6. 経営・管理と財務	59

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神

昭和 41（1966）年 9 月に文部省（現：文部科学省）に法人設立のために学校法人岐阜経済大学寄附行為認可申請書が提出された。その中に、大学を設立するにいたった思いや目的が記されている。

「社会事態に対処するためには、まず有為な人材育成に着目し、一は創造発見の能力伸長を図り、一は社会指導の負荷に耐えうる知才の涵養に留意し、もつて人間資質の真価を発揚せしめることがもつとも肝要と思います。」

「ここに青年学徒の教育地はもっぱら都塵をさけ自然の環境にめぐまれた大垣市の中心部より北部にはなれること三、〇〇〇米、文化においては昔日大垣城下古献豊かな適地に校地を求めて大学を設立し、もつて一面近代的広域行政にもとづく学園都市形成をめざす地元先覚の要望に応じて、中部岐阜県独自の壮大なる気宇を培い理想に燃えつつも現実より遊離せず他日内外に雄飛する気魄をもつ青年社会人を育成しようとするものであります。」

以上の設立趣意書の文言と内容から、本学の「建学の精神」を示す言葉として、次の 4 つの言葉を導き出すことができる。



「創造発見」とはこれまでなかった新しい価値を生み出すことである。

「知才涵養」とは社会指導の負荷に耐えうる才能を磨き知恵を育むことである。

「資質発揚」とは、単に奮い立たせるということだけでなく、実社会でその力を発揮するという意味合いも込められている。

そして、地元先覚の要望に応えるという決意を「地域貢献」という言葉に込めている。

2. 社会的使命

建学の精神の語句の内容をさらに簡潔にまとめれば、4 つの建学の精神の頭文字「創知資地」を読み下した、「知を創り、地に資する」となる。これこそが本学の社会的使命を簡潔に表現している。

「創知資地」（知を創り、地に資する）

3. 教育目的

戦後経済復興の時期を乗り越え、高度経済成長の時代に突入した昭和 40 年代の日本では、科学技術の発展と産業高度化も一段と進み、それを担う人材の育成が急務となってきた。とりわけ、地方においては、高等教育を学ぶ機会は乏しく、都市に出るしか道はなか

った。中部圏なかでも岐阜県においても産業各分野における躍進を背景に、将来、経済界の中堅として活躍すべき人材の育成を期待して、社会科学系の大学設立気運が高まり、昭和 42（1967）年 4 月地元自治体、産業界、教育界の支援を受けて、岐阜県下初の社会科学系大学として本学が設立された。

以上の開学にいたる経緯、社会的背景から、本学の社会的使命を実現するために、「教育目的」を下記の通り定める。

「地域に有為の人材を養成する」

4. 教育理念

「教育理念」は、教育目的を達成するために、どのような教育をすべきかを表したものであり、具体的には、本学の教育目的である「地域に有為の人材を養成する」をいかに実現するかを、手法的、理念的に規定したものである。本学がこれまで実践してきた教育、また、今後本学が果たすべき役割を踏まえ、本学の「教育理念」を、下記の通り定める。

自主創造教育（新たな価値をうむ）

さまざまな先入観や偏見などに捉われず、自主的に学び、自由に考え、新たな価値を生む精神を育てる。

地域実践教育（地域で学び、地域をつくる）

講義等で得た知識をもとに、「地域」の課題を発見し、解決策を考え、提案・行動し、再び理論的な考察にまで結びつける力を養成する。

キャリア形成教育（キャリアを拓く）

専門教育に加え、豊かな人間性を涵養する教養教育と学生自身のキャリアを拓くための就職支援教育を有機的に総合させた教育を展開する。

II. 沿革

1. 岐阜協立大学年譜

1967 年 1 月 23 日	学校法人岐阜経済大学及び岐阜経済大学経済学部第一部経済学科（入学定員 200 人、総定員 800 人）の設置認可
1967 年 4 月 1 日	岐阜経済大学経済学部第一部経済学科開設
1968 年 2 月 3 日	同 経済学部第二部経済学科（入学定員 200 人、総定員 800 人）の設置認可
1968 年 4 月 1 日	経済学部第二部経済学科開設 経済学部第一部及び同二部に教員養成課程開設
1976 年 2 月 28 日	学生定員変更届（経済学部第一部 入学定員 300 人、総定員 1,200 人、経済学部第二部 入学定員 100 人、総定員 400 人）
1983 年 4 月 1 日	経済学部第二部経済学科学生募集停止
1985 年 4 月 1 日	学生定員変更（経済学部第一部 入学定員 450 人、総定員 1,800 人）
1985 年 12 月 25 日	経済学部第一部産業経営学科（入学定員 150 人、総定員 600 人）の設置認可
1986 年 4 月 1 日	経済学部第一部産業経営学科開設
1987 年 3 月 31 日	経済学部第二部経済学科廃止認可

岐阜協立大学

1987 年 4 月 1 日	経済学部第一部を経済学部へ改称
1990 年 12 月 21 日	経済学部産業経営学科期間付学生定員増認可（期間付入学定員 100 人）
1993 年 12 月 21 日	経営学部産業経営学科〔入学定員 150 人、収容定員 600 人（期間付入学定員 100 人）〕及び経営情報学科（入学定員 100 人、収容定員 400 人）の設置認可
1994 年 4 月 1 日	経営学部産業経営学科及び経営情報学科開設 経済学部産業経営学科募集停止
1999 年 10 月 22 日	経済学部コミュニティ福祉政策学科（入学定員 100 人、収容定員 400 人）の設置認可
1999 年 12 月 22 日	経営学部産業経営学科臨時的入学定員の延長認可（平成 16(2004)年までの期間付入学定員 50 人）
2000 年 4 月 1 日	経済学部コミュニティ福祉政策学科開設 経済学部経済学科の入学定員を 350 人に変更
2000 年 12 月 21 日	岐阜経済大学大学院経営学研究科設置認可
2001 年 4 月 1 日	経済学部経済学科の入学定員を 300 人に変更 経営学部産業経営学科をビジネス戦略学科へ改称 大学院経営学研究科経営学専攻修士課程開設（入学定員 10 人） 留学生別科開設（入学定員 30 人）
2002 年 4 月 1 日	経営学部ビジネス戦略学科の期間付入学定員の廃止認可 （平成 16(2004)年度までの期間付入学定員 50 人を平成 13(2001)年度までとする）
2003 年 7 月 1 日	地域連携推進センター設置
2004 年 4 月 1 日	経済学部経済学科の入学定員を 180 人に変更 経済学部コミュニティ福祉政策学科の入学定員を 75 人に変更 経営学部ビジネス戦略学科の入学定員を 75 人に変更 大学院経営学研究科経営学専攻修士課程の入学定員を 20 人に変更
2006 年 4 月 1 日	経営学部スポーツ経営学科（入学定員 70 人、収容定員 280 人）の開設 経営学部ビジネス戦略学科募集停止 経済学部経済学科の入学定員を 150 人に変更 経済学部コミュニティ福祉政策学科の入学定員を 70 人に変更 経営学部経営情報学科の入学定員を 90 人に変更
2007 年 3 月 29 日	（財）日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価（認定）
2007 年 4 月 1 日	経済学部経済学科の入学定員を 100 人に変更 経済学部コミュニティ福祉政策学科にコミュニティ福祉専攻（入学定員 40 人）と介護福祉専攻（入学定員 30 人）を設置 経営学部経営情報学科の入学定員を 60 人に変更 経営学部スポーツ経営学科の入学定員を 150 人に変更
2008 年 4 月 1 日	経済学部コミュニティ福祉政策学科を臨床福祉コミュニティ学科へ改称 経営学部経営情報学科を情報メディア学科へ改称
2009 年 4 月 1 日	経済学部臨床福祉コミュニティ学科の入学定員を 40 人に変更
2011 年 3 月 31 日	経営学部ビジネス戦略学科廃止
2012 年 4 月 1 日	経済学部公共政策学科（入学定員 40 人、収容定員 160 人）の開設 経済学部臨床福祉コミュニティ学科募集停止 経済学部経済学科の入学定員を 90 人に変更 経営学部情報メディア学科の入学定員を 70 人に変更

岐阜協立大学

2014 年 3 月 11 日	(公財) 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価 (認定)
2017 年 1 月 11 日	学校法人岐阜経済大学と学校法人大垣女子短期大学との法人合併認可
2017 年 3 月 31 日	学校法人岐阜経済大学解散
2017 年 4 月 1 日	学校法人大垣総合学園設立
2019 年 4 月 1 日	看護学部看護学科 (入学定員 80 人、収容定員 320 人) の開設 岐阜経済大学を岐阜協立大学に名称変更
2021 年 3 月 16 日	(公財) 日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価 (認定)
2024 年 4 月 1 日	経営学部情報メディア学科を経営情報学科に改称

2. 本大学の現況

・大学名

岐阜協立大学

・所在地

北方キャンパス : 岐阜県大垣市北方町 5 丁目 50 番地

西之川キャンパス : 岐阜県大垣市西之川町 1 丁目 109 番地

・学部構成 (令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在)

経済学部 経済学科

経済学部 公共政策学科

経営学部 スポーツ経営学科

経営学部 経営情報学科

看護学部 看護学科

・大学院構成 (令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在)

大学院 経営学研究科

・学生数、教員数、職員数 (令和 7 (2025) 年 5 月 1 日現在)

[学部]

学部・ 学科名	1 年次			2 年次			3 年次			4 年次以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
経済・ 経済	47	9	56	47	6	53	27	2	29	36	6	42	157	23	180
経済・ 公共	25	5	30	36	6	42	25	1	26	33	5	38	119	17	136
経営・ 情報	35	7	42	52	15	67	61	16	77	62	12	74	210	50	260
経営・ スポ	129	24	153	106	23	129	85	17	102	127	20	147	447	84	531
看護・ 看護	6	37	43	9	50	59	10	39	49	9	49	58	34	175	209
合計	242	82	324	250	100	350	208	75	283	267	92	359	967	349	1,316

岐阜協立大学

〔大学院〕

学部・学科名	1 年次			2 年次以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
経営学研究科・ 経営学専攻	6	1	7	7	0	7	13	1	14

〔教員数〕

学部・研究科	職 位	男性	女性	計
経済学部	教 授	11	3	14
	准教授	2	2	4
	講 師	1	0	1
	計	14	5	19
経営学部	教 授	16	0	16
	准教授	2	4	6
	講 師	3	0	3
	計	21	4	25
看護学部	教 授	1	5	6
	准教授	2	3	5
	講 師	3	4	7
	助教	0	3	3
	助手	0	2	2
	計	6	17	23
経営学研究科・ 経営学専攻	教 授	9	0	9
	准教授	1	1	2
	講 師	0	0	0
	計	10	1	11
合計	教 授	37	8	45
	准教授	7	10	17
	講 師	7	4	11
	助教	0	3	3
	助手	0	2	2
	計	51	27	78

・職員数

正職員	38 人
委託職員	4 人
臨時雇用者（パートタイマー・アルバイト等）	33 人
計	75 人

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①-A 学内外への周知

建学の精神をはじめ、大学の使命・目的及び教育目的を掲載した『学生要覧・履修の手引』を大学ホームページに掲載し教職員や学生がいつでも見ることができる。学外に対しては、大学ホームページにて大学の使命・目的及び教育目的の内容を公開している。

1-1-②-A 中期的な計画への反映

学校法人大垣総合学園の第2期中期経営計画は、建学の精神と大学の使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえ、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5か年計画として策定した。

1-1-③-A 三つのポリシーへの反映

本学では、平成20（2008）年の中教審の「学士課程答申」を受けて、三つのポリシーを規定した後、平成29（2017）年度は50周年を機にあらためて本学の今後の50年を見据えた検討を行い、学部の三つのポリシーを再確認した。

この中で、例えば、教育目的「地域に有為の人材の養成する」を踏まえ、すべての学部のポリシーに「地域への貢献」を含めるなど、各ポリシーは大学の使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえたものとなっている。

1-1-④-A 教育研究組織の構成との整合性

○経済学部

経済学をはじめとする社会科学の体系的及び実践的な教育を行い、地域に有為の人材を養成することを目的とする。経済学部は、経済学科と公共政策学科という2つの学科で構成され、それぞれ次のような人材養成の目的をあげている。

- ・経済学科では、経済学の体系的及び実践的な学修を通じて、幅広い視野のもとで現代における様々な経済問題の本質を捉える洞察力を備え、地域社会の発展に貢献する人材の養成を目的とする。
- ・公共政策学科では、経済学をはじめとする社会科学や政策科学、ならびに社会福祉の

専門知識や技術を系統的、体系的に学習し、協働と共生の地域社会を創造するために指導的役割を果たす人材の養成を目的とする。

○経営学部

経営学を基本として、「スポーツ」あるいは「情報」に係る理論と実践的な教育を融合的に行い、地域に有為の人材を養成することを目的とする。

- ・経営情報学科では、経営学、会計学、マーケティングと広告・広報メディア向けのコンテンツ制作、情報通信技術とソフトウェアに関する専門知識を身につけた、企業経営や地域振興に貢献しうる人材の養成を目的とする。
- ・スポーツ経営学科では、経営学、スポーツ経営学、スポーツ科学を複合的に学び、スポーツの振興、スポーツ産業の発展及びスポーツ教育の充実に貢献できる人材の養成を目的とする。

○看護学部

看護学を基本として、多様なリベラル・アーツ教育を基盤とし、人間に対する深い洞察力と高い倫理観を養成し、実践的な教育を行い、地域に有為の人材を養成することを目的とする。

- ・看護学科では、保健・医療・福祉等の分野において、他職種の人々と連携してチーム医療を推進し、相互の専門性を十分活かすとともに、看護をより有効的に機能させ、地域社会の保健医療ニーズに適切に対応できる人材の養成を目的とする。

このように、各学部共に本学の人材育成の目標を実現するために、全学科においてカリキュラムが適切に編成された教育研究組織となっている。

○大学院

経営学研究科経営学専攻では、最新の学問成果を学び理論的・実証的な研究を通じて、情報通信技術とグローバル化の進展に伴う企業経営や地域産業の変化に対応できる、高度職業人の養成を目的とする。

こうした人材養成の目標を実現するために、本大学院においてカリキュラムが適切に編成され、岐阜協立大学学則に定める教育理念「自主創造教育」、「地域実践教育」及び「キャリア形成教育」を実現するのに適切な教育研究組織となっている。

1-1-⑤-A 変化への対応

本学の理事・評議員は地元の政治、経済、行政、教育関係等のリーダーで構成されており、毎回の理事会や評議員会での意見を受け止め、地域のニーズに対応した教育活動を展開している。

平成 31（2019）年 4 月には、社会のニーズに伴い同一法人である大垣女子短期大学の 3 年制学科であった看護学科を、本学 4 年制学科として開設することで、加速する高齢化社会、多様な健康問題に対応できる高い倫理観と高度な専門知識を備えた人材の育成の一端を担い、地域社会に貢献することを目指している。これまで経済学、経営学の社会科学系分野で 50 年余にわたり人材を養成してきた本学に新たな分野の学びを加え、さらにこれを機に大学名称を変更するなど、地域にとって知の拠点として挑戦を続けている。

本学では社会情勢や組織の改編などに対応するために、全国的な傾向などの情報収集を行う「経営企画室」を設置しており、文部科学省をはじめとする教育情報の収集に努め、

必要に応じて対応を行っている。

また、岐阜協立大学教育研究推進懇談会議を設置し、本学の教育研究活動等をより一層充実させるために、大垣市、大垣商工会議所、西濃地区の高等学校長、大垣市教育委員会、経済界の関係者、学識経験者等、広く学外者の参画を得て、今後の取組の適切性を確保するための意見を収集している。同会議での意見を踏まえ、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を大学協議会等で行っている。

〔基準 1 の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学校法人大垣総合学園の第 2 期中期経営計画は、建学の精神及び大学の使命・目的を基盤として策定されており同計画にもとづき、本学は教育・研究・地域貢献の各取組を計画的に推進している。教育目的は三つのポリシーに反映されるとともに、経済学部、経営学部、看護学部及び大学院の教育研究組織に適切に反映され、それぞれの専門分野を通じて地域社会に貢献できる人材の育成を進めている。また、建学の精神や教育目的を『学生要覧・履修の手引』、大学ホームページで学内外へ広く周知し、教育活動の透明性を確保している。

さらに、地域との強固な連携を基盤に、看護学部の設置や大学名称変更など社会のニーズに応じた組織改革を実施するとともに、経営企画室を中心に国の高等教育政策や地域ニーズを踏まえた教育改革を継続的に推進している点は、本学の特色ある取組である。

社会のニーズについては、地域の関係機関や産業界から教育研究活動に対する意見を直接聴取する機会として、岐阜協立大学教育研究推進懇談会議を設置し、同会議での意見を踏まえ、必要に応じて使命・目的及び教育研究上の目的の検証を大学協議会等で行っている点も本学の特色ある取組である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価を通じて、建学の精神や教育目的は学園の中期経営計画、三つのポリシー及び教育研究組織に適切に反映されているものの、その浸透状況や有効性を客観的に検証するための指標やデータの活用が十分とはいえないことが課題として明らかとなった。また、理事会や評議員会を通じて地域の意見を教育活動へ反映する体制は整備されている一方で、岐阜協立大学教育研究推進懇談会議については令和 7（2025）年度に開催されておらず、地域の産業界や関係機関から教育研究活動に対する意見を直接聴取する機会が十分に確保できなかった。このため、社会や地域のニーズを教育改善へ反映する仕組みについて、一層の充実が求められる。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対し、本学では学校法人大垣総合学園の第 2 期中期経営計画に基づく PDCA サイクルを着実に運用し、教育目的の達成状況を検証するための内部質保証体制の充実を進めている。今後は、教学 IR（Institutional Research）を活用した学修成果や教育成果の分析を一層推進し、建学の精神や教育目的の浸透状況について客観的な指標を用いて検証するとともに、教育改善へ反映する仕組みを強化する。

また、令和 7（2025）年度に開催できなかった岐阜協立大学教育研究推進懇談会議については、次年度以降は計画的に開催し、地域の自治体、産業界、卒業生等からの意見を組

組織的に収集・分析して教育研究活動へ反映する体制を整備する。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由

2-1-①-A 内部質保証に関する全学的な方針

本学は、建学の精神である「創造発見、知才涵養、資質発揚、地域貢献」及び教育目的である「地域に有為の人材を養成する」を実現するため、三つのポリシーを起点とする教育の質保証を一体的に推進している。

内部質保証については、岐阜協立大学自己評価委員会を中心として、教育研究活動及び大学運営について継続的に自己点検・評価を実施し、その結果を改革・改善へ反映することを全学的な方針として定めている。

「岐阜協立大学自己評価委員会規則」では、教育研究活動及び大学運営に関する自己点検・評価の実施、結果の取りまとめ並びに改善状況の確認に関する事項を定めている。

本学は、内部質保証の目的や対象、実施方法及び情報公開に係る全学的な方針を「岐阜協立大学の内部質保証の方針」に明示している。

2-1-①-B 内部質保証のための恒常的な組織体制

本学では、学長を内部質保証の最終責任者とし、自己評価委員会を全学的な内部質保証の中核組織として位置付けている。

自己評価委員会は、各学部、研究科、委員会及び事務部署が行う自己点検・評価の結果を全学的な観点から検証し、成果及び課題を取りまとめている。

教学に関するデータの収集及び分析は、IR 推進委員会が担っている。同組織は、教務課をはじめ学生支援、入試及びキャリア支援等を担当する部署と連携し、教育研究活動及び学生の状況に関する情報を収集・分析している。

各学部及び研究科は、三つのポリシーに基づき、教育課程、学修成果及び学生支援等を点検している。教務委員会、学生委員会、キャリア支援に関する委員会等は、それぞれの所管事項について点検及び改善を行っている。

各部門の点検結果は自己評価委員会に集約し、大学協議会及び教授会等において共有・審議している。内部質保証に関係する組織の役割及び相互関係は、内部質保証の組織図に明示している。

以上の点から本学は、内部質保証を恒常的に実施するための全学的な組織体制を整備していると言える。

2-1-①-C 内部質保証のための責任体制

本学の内部質保証に関する最終責任者は学長である。自己評価委員会は、学長の下で全学的な自己点検・評価を実施し、改善を要する事項を整理している。

自己評価委員会が整理した課題及び改善案は、大学協議会等において審議し、大学としての改善方針を決定している。

各学部、研究科、委員会及び事務部署は、決定された改善方針に基づき、所管する教育研究活動及び大学運営の改善に取り組んでいる。改善の実施状況及び成果は自己評価委員会が確認し、必要な改善を各部門へ求めている。

学長、自己評価委員会、大学協議会及び各実施部門の役割を明確にし、自己点検・評価、

改善方針の決定、改善の実施及び効果の検証を行う責任体制を整備している。
以上のことから、基準項目 2-1 を満たしていると判断する。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR (Institutional Research) などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由

2-2-①-A 自主的・自律的な自己点検・評価

本学は、「岐阜協立大学自己評価委員会規則」に基づき、教育研究活動及び大学運営について、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価に当たっては、自己評価委員会が実施方針及びスケジュールを示し、各学部、研究科、委員会及び事務部署が、所管する事項について現状、成果、課題及び根拠資料を整理している。

自己評価委員会は、各部門の点検結果を全学的な観点から検証し、自己点検評価報告書として取りまとめている。学生の授業評価アンケート結果をもとに、教員が自身の教育方法について点検・評価を行うティーチング・ポートフォリオは、毎学期毎に行っている。

令和 7 (2025) 年度においては、教職センター運営委員会において教職課程の自己点検評価を行い、報告書を作成した。また、データサイエンス副専攻運営委員会において自己点検評価を行い、報告書を作成した。教職課程の自己点検評価報告書については、一般社団法人全国私立大学教職課程協会における審査を受け、完了証とともに大学ホームページで公開している。データサイエンス副専攻の自己点検評価報告書についても、大学ホームページで公開している。

また本学は、学校法人大垣総合学園の第 2 期中期経営計画に基づいて年度事業計画を策定している。年度終了後には、計画に対する取組状況、成果及び課題を事業報告書として取りまとめ、次年度の事業計画へ反映している。

2-2-①-B エビデンスに基づく定期的な自己点検・評価

本学では、自己点検・評価の客観性を確保するため、定量的及び定性的なデータを活用している。

令和 7 (2025) 年度事業報告では、教育、学生支援、就職、課外活動及び地域連携の各領域について、年度事業計画に対する成果及び課題を整理した。令和 6 (2024) 年度との比較を通じて、改善した事項、維持している事項及び継続して取り組むべき事項を確認した。

教学面では、次の指標について点検・分析を行っている。

- ・アセスメントテスト (PROG テスト) 実施率
- ・学生ポートフォリオ (学生ポータル/LMS) 活用率
- ・授業評価アンケート回答率
- ・ティーチング・ポートフォリオ作成率
- ・学生生活に対する満足度
- ・入学者数及び定員充足状況
- ・退学者数及び退学率
- ・資格及び国家試験の合格状況
- ・就職及び進路の状況

令和 7 (2025) 年度のアセスメントテスト実施率は、令和 6 (2024) 年度の 82.3%から 94.4%へ上昇した。授業評価アンケートの後期回答率は 41.2%から 46.0%へ上昇し、ティーチング・ポートフォリオの前期作成率は 69.2%から 76.5%へ上昇した。

一方、学生ポートフォリオ活用率は、46.5%から47.5%への微増にとどまった。この分析結果を踏まえ、学生自身の振り返り、担任面談、学修計画及びキャリア支援への実質的な活用を促進することを全学の継続課題として特定している。

本学は、各種のエビデンス及び前年度実績との比較に留まらず、課題の背景にある学修指導上のボトルネックを明らかにするため、自己点検・評価を定期的の実施している。

2-2-①-C 自己点検・評価結果の学内共有

各点検・評価の結果は、大学協議会及び教授会等に報告し、教職員間で共有している。

年度の事業計画に対する成果及び課題は、経営会議等へ報告し、大学及び法人の運営に関する課題として共有している。

自己点検評価報告書は、大学ホームページで公表し、教育研究活動及び大学運営の状況を社会へ示している。

各学部、研究科、委員会及び事務部署は、共有された自己点検・評価の結果に基づき、次年度の事業計画及び各部門の改善計画を策定している。

2-2-②-A IRなどを活用した調査・データの収集と分析

本学では、IR推進委員会を中心として、教育研究活動及び大学運営の現状把握に必要なデータを収集・分析する体制を整備している。

教学面では、アセスメントテスト、学生ポートフォリオ、授業評価アンケート、ティーチング・ポートフォリオ、GPA (Grade Point Average)、単位修得状況及び学生生活アンケート等のデータを収集・分析している。

入試、学生支援及びキャリア支援を担当する部署は、入学者数、定員充足率、退学率、資格取得状況、国家試験結果、就職率及び進路状況等のデータを収集し、関係する委員会及び会議体へ報告している。

令和7(2025)年度のアセスメントテスト実施率は94.4%、学生生活に対する満足度は89.3%となった。これらの結果について前年度との比較分析を行い、教育改革及び学生支援における成果と課題を確認している。

特に、これら収集したエビデンスを形骸化させないため、アセスメントテストの結果や傾向分析については、FD (Faculty Development)・SD (Staff Development) 研修等を通じて教職員間で共有し、学生の能力特性及び教育上の課題を組織的に把握するために活用している。

授業評価アンケートについては、各教員が結果に基づいて教育自己評価を行い、授業内容及び教育方法の改善に活用している。

以上のとおり、本学は、自主的・自律的な自己点検・評価を定期的の実施し、その結果を学内で共有するとともに、IR等を活用して必要な調査及びデータの収集・分析を行っていることから、基準項目2-2を満たしていると判断する。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握及び分析結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握及び分析結果の活用

③内部質保証の仕組みの機能性

(1) 2-3の自己判定

「基準項目2-3を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由

2-3-①-A 学生の意見・要望をくみ上げる仕組み

本学では、学生の意見・要望及び学修状況を把握するため、学修行動及び学生生活アンケート、授業評価アンケートの各結果や、学生ポートフォリオ、学生相談記録の活用、ま

たオフィスアワー等を使った担任教員による Semester 毎の面談を実施している。

学修行動及び学生生活アンケートでは、学生生活、学修環境、施設・設備、課外活動及び大学生生活全般に関する学生の意見を把握している。

授業評価アンケートは、語学、実技及び演習を含む授業科目を対象として実施し、教育内容及び授業方法に対する学生の評価を把握している。

アンケート結果は、学生委員会、教務委員会、各学部及び関係部署に報告し、共有している。

このように本学は、学生の意見・要望を継続的に把握する仕組みを整備している。

2-3-①-B 学生の意見・要望の分析結果の活用

学生から得られた意見・要望は、関係委員会及び担当部署が分析し、教育内容、学生支援及び学修環境の改善に活用している。

令和 7 (2025) 年度には、授業評価アンケートの回答率を課題として捉え、最終授業時に学生へアンケートへの回答を促す取組を行った。後期の回答率は、令和 6 (2024) 年度の 41.2% から 46.0% へ 4.8 ポイント上昇した。

教員は、授業評価アンケートの結果に基づいて教育自己評価を作成し、授業内容、教育方法及び学修支援の改善に取り組んでいる。

学修行動及び学生生活アンケート等により把握した意見については、関係部署で対応を検討し、施設・設備、学生支援及び課外活動環境等の改善へ反映している。

アンケートで寄せられた授業環境への意見（私語等）については、科目担当教員へ個別に対応を依頼し、改善を促した。また授業時間外の学習時間の増加が課題であることについては、教務委員会で検討の上、具体的な改善方策を例示し、教授会で協力を依頼した。

このように本学は、学生の意見・要望を把握し、その分析結果を具体的な改善に活用している。

2-3-②-A 学外関係者の意見・要望の把握及び活用

本学では、地方公共団体、企業、高等学校、医療機関、校友会及び親和会等との連携や意見交換を通じて、大学に対する社会的ニーズ及び教育研究活動に対する意見を把握している。

インターンシップ、学内企業セミナー、自治体・企業との地域連携活動及び高等学校との連携事業等を通じて、学生に求められる能力、地域社会の課題及び人材育成に関する意見を収集している。

収集した意見は、各学部、キャリア支援に関する会議体及び関係部署で共有し、教育内容、キャリア教育、就職支援及び地域連携事業の改善に活用している。

令和 7 (2025) 年度には、国内インターンシップへの参加機会を拡充し、インターンシップ A の受講者数は令和 6 (2024) 年度の 11 人から 95 人へ増加した。学内企業セミナーの参加企業数は 30 社から 95 社へ増加した。

自治体、企業、高等学校、校友会又は親和会等から示された意見については、関係委員会及び担当部署が分析し対応を検討し、教育内容、学生支援又は大学運営における改善内容へ反映した。このように本学は、学外関係者の意見・要望を把握し、その結果を教育研究活動及び大学運営の改善に活用している。

2-3-③-A 三つのポリシーを起点とした教育の改善

本学では、学校法人大垣総合学園第 2 期中期経営計画 (2023～2027) に基づき、KGI (重要目標達成指標) を設定し、その達成度を測るために、大学全体及び学部単位で KPI (重要業績評価指標) を年度毎に設定している。KPI にはそれぞれ 5 か年の行動計画が設定されており、毎年振り返りを行い、計画の見直しを行っている。学部等においては、三つのポリシーに基づき、教育課程を編成・実施していることから、アセスメントテスト、学生

ポートフォリオ、授業評価アンケート、GPA、単位修得状況以外に、資格及び国家試験の合格目標やインターンシップの参加状況、就職率等の達成状況からも、学生の学修成果及び教育成果を把握している。

結果は、各学部教授会及び委員会等において共有し、授業内容、教育方法、学修支援及び教育課程の改善に活用している。

また 2-2-①でも述べたように、授業評価アンケートの結果に基づき、各教員が教育自己評価を行い、具体的な授業改善に取り組んでいる。アセスメントテストの結果を活用した FD・SD 研修等を実施し、学生の能力特性及び教育上の課題を教職員間で共有している。

三つのポリシー又は学修成果の検証に基づいて実施した教育課程等の改善については、関係委員会及び担当部署が分析し対応を検討し、教育内容、学生支援又は大学運営における改善内容へ反映している。

2-3-③-B 自己点検・評価及び外部評価を踏まえた大学運営の改善

前項で述べた通り、本学は、学校法人大垣総合学園第 2 期中期経営計画（2023～2027）及び年度事業計画に基づき、教育改革、学生支援、地域連携、組織運営及び財務等に関する目標及び指標を設定している。

年度終了後には事業報告書を作成し、計画に対する取組状況、成果及び課題について、前年度との比較を通じて分析している。

令和 7（2025）年度の点検では、アセスメントテスト実施率及び授業評価アンケート回答率等の改善を確認した。学生ポートフォリオの活用、ティーチング・ポートフォリオを授業改善へ接続する運用、アセスメント結果を学生の振り返り、面談、学修計画及びキャリア支援へ接続することを継続的な改善事項として整理した。

自己点検・評価によって明らかとなった課題は、各学部、研究科、委員会及び事務部署の次年度計画へ反映している。自己評価委員会等は、取組の進捗及び改善結果を確認している。

認証評価及び設置計画履行状況等調査等で示された事項については、関係会議体で対応を検討し、改善状況を確認している。

2-3-③-C 自己点検・評価結果の公表及び説明

本学は、自己点検評価報告書を大学ホームページで公表するとともに、教育研究活動、学生数、進路状況及び財務状況等の情報を公表している。

自己点検・評価の結果及び年度事業報告は、自己評価委員会、教授会、大学協議会及び経営会議等で報告し、次年度の改善方針を共有している。

学生及び学外関係者に対しても、大学ホームページ等を通じて、教育研究活動の成果及び大学の取組状況を説明している。

本学では、学生及び学外関係者の意見を把握・分析し、自己点検・評価及び IR の結果と併せて、教育研究活動及び大学運営の改善へつなげている。

以上のことから、基準項目 2-3 を満たしていると判断する。

[基準 2 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学では、学長の責任の下、自己評価委員会を内部質保証の中核組織として位置付け、各学部、研究科、委員会、事務部署及び IR 機能を担う組織が連携し、教育研究活動及び大学運営の自己点検・評価を行っている。

第 2 期中期経営計画及び年度事業計画に基づく取組について、前年度との比較により成果及び課題を可視化している。

令和 7（2025）年度には、アセスメントテスト実施率や授業評価アンケートの回答率が上昇・改善した。学生生活に対する満足度は 89.3%となった。

各種のデータ分析を通じて、改善した事項と継続的な課題を明らかにし、教育内容、学生支援、キャリア支援及び大学運営の改善に活用している点は、本学の内部質保証における特色ある取組である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価の結果、内部質保証に必要な組織及び自己点検・評価の仕組みは整備され、基本的な PDCA サイクルが機能していることを確認した。

内部質保証の実効性を高める上で、次の課題を把握している。

ディプロマ・ポリシーの達成状況と、アセスメントテスト、学生ポートフォリオ、GPA、資格取得、国家試験及び進路状況等の指標との対応関係を明確にする必要がある。

また、学生ポートフォリオの活用率は 47.5%にとどまっており、学生自身の振り返り、面談、学修計画及びキャリア支援への活用を促進する必要がある。

学生及び学外関係者から得られた意見について、改善方針の決定、改善の実施及び成果の確認までを一連の記録として整理し、改善結果を関係者へ還元する仕組みを充実する必要がある。学外関係者からの意見聴取を行うため、「岐阜協立大学教育研究推進懇談会」が設置されているが、令和 7（2025）年度は開催できなかったため、次年度以降は必ず年 1 回は開催し、意見聴取体制を正規のサイクルへ復帰させる必要がある点が課題である。

また、これまで行ってきた学生の学習成果を測るための取組を、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーと紐づけた「アセスメント・プラン」を早急に作成し、三つのポリシーと教育改善の取組をより明確にする必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学は、自己評価委員会及び IR 機能を担う組織を中心として、三つのポリシーと学修成果に関する各種指標との対応関係を整理し、各学部及び研究科の学修成果を共通の枠組みにより点検している。

学生ポートフォリオについては、教務委員会等において活用方法を見直し、担任教員による面談、学生自身の学修計画及びキャリア支援との接続を進める。

学生及び学外関係者の意見については、意見の内容、分析結果、改善方針、担当部署、実施期限及び改善結果を記録し、自己評価委員会等が進捗状況を確認する。

地方公共団体、企業、高等学校、卒業生及び保護者等から、教育研究活動及び大学運営に関する意見を定期的に聴取し、得られた意見を教育内容、学生支援、キャリア支援及び地域連携等の改善へ反映する。また岐阜協立大学教育研究推進懇談を定期的に開催する。

ティーチング・ポートフォリオについては、各教員が記載した改善内容と翌年度のシラバスとの対応を FD 委員会及び教務委員会が確認し、改善状況を教授会及び自己評価委員会へ報告する。アセスメント・ポリシーの見直し及び、アセスメント・プランの策定については 2026 年度中に完成する予定である。

これらの取組を通じて、自己点検・評価、データ分析、改善方針の決定、改善の実施、効果の検証及び公表を一連のサイクルとして運用し、内部質保証の実効性を高めていく。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①アドミッション・ポリシーの策定と周知

○学部

大学としての目的や教育目標に従って、各学部学科において人材養成の目的及び教育研究上の目的を定めるとともに、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像や入学前に身に付けておくべき知識・能力等を明確に示している。

また、アドミッション・ポリシーは「入学者選抜要項」、大学ホームページ等に掲載し広く公表するとともに、オープンキャンパス、高等学校訪問を通じて、生徒、保護者、高等学校教員等に対し、具体的に説明・周知している。

○大学院

大学院では、研究科の教育研究上の目的を定めるとともに、「学校教育法施行規則」第 165 条の 2 に基づき、アドミッション・ポリシーを策定し、求める学生像を明確に示している。アドミッション・ポリシーは「大学院入学者選抜要項」、大学ホームページ等に明記するとともに、志願者に対しては、出願前の事前面談時に周知している。

3-1-②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

○学部

入学者選抜にあたっては、各学部学科のアドミッション・ポリシーに基づき、多様な入試区分を設け、それぞれの入試区分ごとに出願資格、選抜方法及び評価方法を定め、「入学者選抜要項」に明示している。

入学者選抜は、「入試委員会規則」に基づき設置された入試委員会において、学募・入試担当副学長を委員長として実施している。また、出題に関しては、委員長を総主査とし、各科目別主査を配置し、科目担当者会議を開催し、アドミッション・ポリシーの実質化、問題作成にあたっての注意事項、作成・点検・校正のスケジュール、ミス防止の方策等を確認している。こうした確認を踏まえ、問題作成者は、それぞれの試験科目の機密性の保持を図るとともに、出題過誤が出ないように科目担当者による相互確認を行っている。作成された問題は、総主査及び科目担当者会議において厳格に管理されている。

入学者選抜に「小論文」を課す場合には、その客観性を担保するため、複数の採点者の点数を平均もしくは合算した値を合否判定に用いるなどの方策をとっている。

また、入学者選抜の検証結果や志願者動向の分析結果は、次年度の「入学者選抜要項」、「入学試験実施要領」、入試制度の改善、学生募集戦略の見直し及び入学定員の適正化の検討に活用している。

○大学院

大学院研究科の入学者選抜は、「岐阜協立大学大学院研究科委員会」において、「岐阜協立大学大学院入学手続規程」第 3 条に基づき実施している。

研究科委員会では、毎年度、「大学院入学者選抜要項」及び問題作成者、面接担当者等を審議・決定している。問題作成者から提出された入学試験問題は、総主査及び入試広報課において厳格に管理している。

また、入学者選抜終了後には、実施状況及び課題について研究科委員会で検証を行い、

その結果を次年度の「大学院入学者選抜要項」及び「入学試験実施要領」へ反映している。

3-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

令和 7（2025）年度の志願者数は 570 人、令和 8（2026）年度は 561 人と減少した。一方、入学者数は令和 7（2025）年度 324 人、令和 8（2026）年度 350 人であり、入学定員には達していないものの改善傾向にある。入学率についても令和 7（2025）年度 56.8%から令和 8（2026）年度 62.4%へ上昇している。

本学では、高校訪問、オープンキャンパス等の学生募集活動の充実を図るとともに、入試制度や広報施策の見直しを継続的に実施している。

また、適正な学生数を確保するため、令和 9（2027）年度から経済学部の入学者定員を 130 人から 100 人へ、看護学部の入学者定員を 80 人から 60 人へ見直す予定としており、大学を取り巻く環境の変化に応じた適切な定員管理に努めている。

特に、看護学部の入学者定員充足率については、令和 8（2026）年度において 37.5%と極めて低い水準にあることを重く受け止め、以下の通り原因分析と対策を行っている。充足率低下の主因として、岐阜県内の私立看護系大学全体の充足率（約 72.4%）が低下する中で本学の県内シェアが約 7.1%に留まっていること、他学部の約 1.5 倍という学費設定に対し近隣他大学のような強力な学費減免制度が不足していたこと、及び指定校推薦等の年内入試における志願者の大幅な減少が挙げられる。

これらの課題を解消し、教育の質を維持するため、本学では「経営会議」（令和 8（2026）年 3 月 5 日開催）及び「理事会」（同年 3 月 17 日開催）において岐阜協立大学学則改正案を承認し、令和 9（2027）年度より経済学部の入学者定員を 130 人から 100 人へ、看護学部の入学者定員を 80 人から 60 人へ減員することを決定した。さらに、優秀層の確保と志願者回復に向けた具体的改善策として、従来の奨学金制度を抜本的に見直した「看護学部指定校特待生制度」（授業料の最大 50%を減免）の導入を令和 8（2026）年 6 月までに「経営会議」にて決定し、令和 9（2027）年度入試より実施する予定である。これにより、令和 9（2027）年度入試より本格的な学生確保に乗り出す体制を整えており、改定後定員に対する充足率 100%の早期回復を目指している。

<志願者数及び合格者数>

(人)

学部	学科	定員	志願者数			合格者数		
			令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	差異	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	差異
経済	経済	90	118	160	▲31	102	135	▲31
	公共政策	40	73			64		
経営	経営情報	70	99	157	58	85	142	57
	スポーツ 経営	150	202	172	▲30	174	155	▲19
看護	看護	80	78	72	▲6	64	60	▲4
合計		430	570	561	▲9	489	492	3

※令和 8（2026）年度より経済学部は 2 年次学科選択制度を導入しているため、学部として計上。

<入学者数と定員充足率>

(人)

学部	学科	定員	入学者数			入学定員充足率	
			令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	差異	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
経済	経済	90	56	88	2	62.2%	67.7%
	公共政策	40	30			75.0%	
経営	経営情報	70	42	104	62	60.0%	148.6%
	スポーツ経営	150	153	128	▲25	102.0%	85.3%
看護	看護	80	43	30	▲13	53.8%	37.5%
合計		430	324	350	26	75.3%	81.4%

※令和 8 (2026) 年度より経済学部は 2 年次学科選択制度を導入しているため、学部として計上。

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

3-2-①-A 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

本学では、教育課程の編成・運営、教育施設・設備、及び教務関係予算など、大学の教務に関する重要事項を審議・調整するために、教務委員会を設置しており、教務委員会規則に基づき、学部教授会選出の教務委員各 3 人に加え、教務課事務職員により組織されている。令和 7 (2025) 年度は、年間 34 回 (持ち回りを含む) 開催し、学生に適切な学習支援体制を提供できるよう、各種規程及び『学生要覧・履修の手引』に基づき、正課に係る提案を教授会に行うため、原案作成段階から教員・職員が協働し、提案・審議を行った。

新入生には、学部毎に入学前教育 (GKU ラーニング等)、入学後には GKU スタートアップ研修 (経済学部・経営学部)、在校生との交流会 (看護学部) といった初年次の導入教育を教職協働で行い、高校から大学への円滑な接続を図るとともに、人間関係づくりや大学生活での目標設定を明確化することを意識している。また毎年 4 月には、学部別履修ガイダンス・教職課程ガイダンス・社会福祉士課程ガイダンス等を行い、全体の説明を事務職員が行い、個別フォローを教務委員や各課程の教員が行うことにより、協働して学生支援に当たっている。GKU スタートアップ研修のアンケートでは、事前 (アセスメントテスト時) アンケートと比較して効果検証を行った結果、研修の満足度は 88.7% と高い水準となった。各アンケート項目を見ると「友人ができるか不安」事前 51.3% → 事後 6.3% (45.0% 改善)、

「授業についていけるか不安」事前 80.6%→事後 7.2%（73.4%改善）と、各項目において不安の解消や改善、目標意識が見いだせた結果となった。

また、本学は担任制を導入しており、経済学部・経営学部では「基礎演習」（1年）、「演習Ⅰ～Ⅲ」（2～4年）の演習担当教員が、看護学部ではチューター教員（以下、「担任教員」）が、それぞれ担任として学生の教育課程全般に関するアドバイスをを行っている。担任教員はセメスター毎に自身が担当する学生と面談を行い、学生生活や授業出席・単位取得状況のほか、大学生活全般における相談に乗り、教員ポータルシステムにおいて、事務職員と必要な情報を共有している。この出席状況や単位取得状況は、保護者ポータルシステムにも連動しており、保護者からも閲覧することができる。

事務職員においては、特に学生支援部3課（教務課・学生課・キャリア支援課）の職員は、窓口や電話での相談や各課、各教員から寄せられる学生に関するさまざまな情報を、担任教員に対し迅速に提供し、状況に応じて指導・支援を行っている。

3-2-② TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

3-2-②-A 学修支援のために、TAやSA(Student Assistant)などを適切に活用しているか。

情報実習室を利用する科目のうち受講者数が20人を超える授業については、専門スキルを持つTAを1人配置することを基本としている。令和7（2025）年度は、18科目においてTAを配置し、科目担当教員と連携して授業サポートに当たった。科目の特性に応じて、Office系・グラフィック系・プログラミング系と担当を分け、10年以上のスキルを持つTAもしくは学部学生TAを配置している。学部学生TAの選定については、情報科目担当教員が経営情報学科の在学生の中から特にスキルの高い学生を推薦し、依頼をしている。

<表 3-2 科目別 TA 配置人数>

科 目	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
情報リテラシーA/B	10	5	10	5	10	5
ビジネス表計算	2	1	3	1	1	
データベース		1		1		
Web制作Ⅰ・Ⅱ	1	1	1	1	1	1
グラフィックデザインⅠ・Ⅱ	2	2	2	2	2	2
プログラミングⅠ・Ⅱ	1	1	1	1	1	1
アルゴリズムとデータ構造	1		1			
デジタル活用（ロボットプログラミング）Ⅰ・Ⅱ	1	1	1	1		1
映像制作	1		1		1	
アニメーション制作		1		1		
情報デザイン		1		1		1
データ分析Ⅰ		1		1		1
医療情報統計学演習		2		2		2

3-2-②-B オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワー制度については、在学生専用サイトや学生ポータルのお知らせで周知徹底

底を図っている。令和 7（2025）年度の学修行動調査の結果では、3 割強の学生しか制度を理解していなかったため、次年度は特に相談が必要と思われる、学期の始まりの時期等に複数回周知を行う。

3-2-②-C 障がいのある学生への合理的な配慮を行っているか。

2024 年 4 月 1 日に「改正障害者差別解消法」が施行され、合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、本学では新たに「岐阜協立大学における障害学生支援に関する基本方針」を掲げるとともに「障害学生支援規程」を制定した。これらに基づき、障害学生支援委員会（委員長：学生部長、メンバー：教務部長、キャリア支援部長、学生委員から選出された各学部教員 1 人、学生課長、教務課長、キャリア支援課長、保健室担当職員）を設置しており、障がいのある学生の具体的支援や合理的配慮の提供について審議・提案をしている。学生課のもとには保健室、学生支援室、学生相談室が設置されており、学生からの相談に対し、連携して支援に当たっている。本人より申請があった場合には、同委員会より授業担当者に情報提供を行い、適切な対応を依頼し、円滑な学習支援に努めている。

3-2-②-D 中途退学、休学及び留年などへの対応策を講じているか。

中途退学者については、直近 3 年間では減少傾向にあり、特に経済的理由の割合は減少している。成績不振の学生については、退学や休学、留年という選択をせず、卒業へ向けて前向きに勉学へ励むことができるよう、単位取得状況が芳しくない学生や、GPA (Grade Point Average) が著しく低い学生に対し、年に 2 回（9 月・3 月）成績懇談会を実施し、相談を行っている。保護者会である「親和会」とも連携し、毎年 6 月に行われる親和会総会の際には父母懇談会を開催し、担任教員や事務職員と保護者が、学生生活・成績・就職等に関する相談を出来る場を設けている。体調不良の場合は、保健室や学生支援室とも連携し、無理のない履修計画を立てるよう教務課がアドバイスを行っている。経済的理由の場合は、奨学金担当の学生課と連携して、相談体制を取っている。

退学や休学を希望する学生に対しては、担任教員が必ず面談を行い、事情を確認した上で面談記録表を提出してから手続きを行っている。そうすることで、退学や休学といった選択以外に検討の余地がないか、学生が今一度教員と考える機会を提供している。また、退学や休学に至る原因傾向を探り、改善のための方策検討に努めている。

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①-A 教育課程におけるキャリア教育の実施

本学の社会的使命に基づき「地域社会に貢献できる人材の育成」を教育目標に掲げ、学生の社会的・職業的自立を促すため、1 年次から 4 年次にわたる体系的なキャリア教育を

教育課程に位置づけている。

【経済学部・経営学部】

近年、企業の採用活動が著しく早期化している。こうした採用環境の変化に対応するため、本学では低年次から段階的に自己理解・職業理解を深めるプログラムを充実させ、「学生の納得度の高い就職の実現」と「早期化する採用活動へのキャッチアップ」を二大目標として掲げている。

経済学部及び経営学部の教育課程におけるキャリア教育は、1年次の「キャリア形成Ⅰ」を起点として、2年次「キャリア形成Ⅱ」、2・3年次共通「インターンシップA・B」、3年次「キャリア形成Ⅲ・Ⅳ」の科目を配置し、各学年の発達段階に応じた科目群により構成されている（表3-3-1参照）。各科目は担当教員とキャリア支援課が協働し、実社会との接続を意識した内容設計となっている。

表3-3-1 キャリア教育科目の体系 令和7（2025）年度

年次	科目名	主な内容・取組
1年次	「キャリア形成Ⅰ」	自己分析・職業理解、ジョブシャドウイング（企業見学）、ジョブ・トラベル（企業交流）
2年次	「キャリア形成Ⅱ」	業界研究（初期）、ジョブ・トラベル（企業交流）、業界研究セミナー参加
2・3年次	「インターンシップA・B」	インターンシップ（正課）、実務体験
3年次	「キャリア形成Ⅲ・Ⅳ」	企業理解（深化）、業界研究セミナー（就活実践）

1年次において実施している「ジョブシャドウイング」は、学生が職場を観察することに特化したプログラムであり、一般的なインターンシップの前段階として位置づけている。

令和7（2025）年度は大垣商工会議所の協力を得て受入れ企業を募集し、8月4日～7日の4日間、約250人の1年生が製造業・運輸業・サービス業・IT業・建設業など多様な業種の10社を訪問した。このプログラムは岐阜新聞・中日新聞等のメディアでも取り上げられるなど、地域からも高く評価されている。

「ジョブ・トラベル」は、企業説明を一方的な講義形式ではなく、企業で働く若手社員との「車座形式」の双方向対話によって行う本学独自のキャリア支援イベントである。令和7（2025）年度は10月1日に実施し、経済・経営学部1・2年生を対象として地域企業・官公庁30団体が参加、受講生の91.9%にあたる500人が参加した。学生満足度は93.0%（「満足」「やや満足」の合計）に達した。

インターンシップ正課授業「インターンシップA」については、2年～3年生を対象として、4月から6月の座学（自己分析・業界研究・ビジネスマナー）、7月の外部実習（1日）、8月～9月のインターンシップ、10月の報告会という流れで実施した。令和7（2025）年度は受講者数が前年度の8人から95人へと大幅に増加し、学校法人大垣総合学園のステークホルダー企業等8社・1団体（大垣西濃信用金庫、西濃運輸株式会社、海津市役所ほか）が外部実習に協力した。

「業界研究セミナー」は、2・3年生を対象として11月1日に実施し、岐阜県内を中心

とした優良企業 30 社が参画、受講生 333 人が参加した。

以上のとおり、経済学部及び経営学部では 1 年次から 3 年次にわたる体系的なキャリア教育を教育課程に組み込み、「対面」かつ「双方向」の企業・社会との接続プログラムを適切に実施している。

【看護学部】

看護学部では、卒業後に看護師・保健師・養護教諭として社会的・職業的に自立できる専門職を育成するため、1 年次から 4 年次にわたる体系的なキャリア教育を教育課程に位置づけている。

1 年次の必修科目「スタートアップ看護ゼミナール」（1 年前期）では、看護学を学ぶ動機を明確にし、看護専門職を目指すための学修力と社会人としての基礎力を身につけることを目標としている。看護学という専門分野の入門として、学生が早期に職業的アイデンティティを形成するうえで重要な役割を担っている。

2 年次の必修科目「キャリア開発演習」（2 年後期）では、看護専門職として多様なキャリア開発の方向性があることを知り、自己のキャリアデザインを描くための知識・情報を習得する。成人看護、老年看護、母性看護、小児看護、精神看護、地域・在宅看護、公衆衛生看護など各専門分野の特性と職域を学び、学生自身が進路の方向性を主体的に検討する機会を提供している。

3 年次には、実践したい看護を明確にし、卒業後の進路を方向づけるための取組を行う。

「就職支援セミナー」（3 年次前期）は看護師・保健師いずれの採用試験にも対応しており、就職準備を着実に進めるための知識・技術を習得する機会として設けている。また、2 年次から 3 年次にかけて、医療機関・行政機関等が開催するインターンシップや施設見学に各自が積極的に参加し、施設・部署の雰囲気や新人教育体制、福利厚生等の実態を直接確認するとともに、就職 2～3 年目の先輩の生の声を聴くことで進路イメージを具体化する機会を得ている。

4 年次には、学生一人ひとりの志向・適性に応じた履歴書添削・模擬面接・病院選択まで、ワンストップでの少人数対面中心の支援を提供している。看護師・保健師いずれの採用試験形式にも対応した内容で実施している。

以上のように、看護学部では教育課程における必修科目（「スタートアップ看護ゼミナール」「キャリア開発演習」）を核として、1 年次から 4 年次まで段階的に職業的自立を促す体系的なキャリア教育を適切に実施している。

3-3-②-A キャリア支援体制の整備

本学のキャリア支援は、キャリア支援課を中心として、全学的な教職協働体制のもとで展開している。キャリア支援課は専任スタッフ 7 人で構成されており、そのうち国家資格「キャリアコンサルタント」保有者が 5 人（うちキャリアコンサルティング技能士が 2 人）在籍する。キャリアコンサルティング技能士は岐阜県内でも 94 人と希少な高度資格保有者であり、より専門的なキャリア相談と支援企画の策定が可能な体制を整えている。また、元大手上場企業人事担当経験者を含む実務経験豊富なスタッフ 5 人が在籍し、選考フロー・企業ニーズを実践的視点から解説できる点も本学の強みである。

会議体として「キャリア支援委員会」を設置し、全学的なキャリア支援に係る方針・計

画・進捗・課題の共有を行っている。同委員会は各学部・学科の担当教員を含む教職協働の体制で運営されており、定期的な情報共有と施策の検討・改善が行われている。

学生への個別対応については、学生一人ひとりの志向・適性に応じた履歴書添削・模擬面接・企業研究まで、ワンストップでの少人数対面中心の支援を提供している。深刻化する悪質就職エージェント問題に対しては、スポーツ系部活動（サッカー部・硬式野球部・陸上競技部）全学生を対象とした「アスリートの進路を守るキャリアガイダンス」を令和7（2025）年度に新たに実施（285人参加）し、中日新聞でも取り上げられた。この取組は（一社）大学スポーツ協会のUNIVAS AWARDS 2025-26において「デュアルキャリア形成支援優秀取組賞（優秀賞）」を受賞しており、他大学と並んで全国的に評価されている。

また、「よりみちキャリアカフェ」を12月から1月に試行開催し、学生が予約不要・出入り自由の気軽な企業交流の場を設けた。令和7（2025）年度は全5回の開催で15社が参画し、延べ148人の学生が参加した。こうした日常的・継続的な企業接触機会の提供により、学生のキャリア意識の醸成を図っている。

看護学部のキャリア支援は、「1）キャリア形成に関する情報案内」「2）キャリア形成支援」「3）個別相談」の3つの柱から構成されており、学生キャリア支援教員・チューター・キャリア支援課が密接に連携しながら4年間を通じて支援を行う体制を整えている。

（1）キャリア形成に関する情報案内

入学時及び各年度4月のガイダンスにおいて、保健師教育課程の説明を含めたキャリア形成に関する情報を案内している。進路・就職情報は北方キャンパスのキャリア支援課に資料コーナーを設置し、求人票・過去の採用試験問題集・就職ガイダンス案内等を常時閲覧可能な環境を整えている。また、コラボレーションツール（Teams）を活用した情報配信により、学生が随時最新の就職・進学情報にアクセスできる環境を提供している。

（2）キャリア形成支援

前項の教育課程内の科目に加え、就職支援セミナー（3年次前期）、施設見学・インターンシップへの参加支援、その他就職支援として学生への個別対応を行っている。就職支援セミナー及び採用試験対策講座は、看護師・保健師いずれの採用形式にも対応した内容で企画・実施している。保健師としての採用を希望する学生に対しては、公衆衛生看護学担当教員とキャリア支援課が連携して個別に対応している。

（3）個別相談

毎年度初めに実施する「進路・奨学金希望調査」により、全学生の進路動向を早期に把握し、支援の方向性を確認している。個別の進路（就職・進学）相談については、チューターが窓口となり、学生キャリア支援教員・専門分野教員・キャリア支援課と連携して総合的に対応している。応募書類作成・小論文・面接対策については採用試験対策講座での集合指導に加え、個別指導希望者にもキャリア支援課・チューター・学生キャリア支援教員が対応する体制を整えている。また、6月開催の親和会総会（父母懇談会）を通じ、保護者への進路情報提供も行っている。就職・進学の選考結果については、内定・可否にかかわらずアンケートツール（Forms）による進路内定・決定報告を義務づけており、支援状況の把握と継続的なフォローアップを可能にしている。

以上のように、看護学部では学生キャリア支援教員・チューター・キャリア支援課が有機的に連携するキャリア支援体制を整備し、4年間を通じた継続的かつきめ細かな支援を

実施している。就職実績については、令和 7（2025）年度の全学実就職率が 97.8%となり、前年度比+1.4 ポイントの向上を達成した。経営学部は 97.5%、経済学部は 98.6%、看護学部は 97.9%と全学部において高水準を維持している。

以上のように、本学では、キャリア支援課を中心として専門性の高いスタッフによる個別支援体制を整え、教職協働による全学的なキャリア支援体制を整備している。

その他に、大学では以下の課程において、キャリアを実現するための教育支援を行っている。

<教職課程>

教職を目指す学生に対しては、以下のような指導を行っている。

1・2 年次生については、4 月のオリエンテーション期間中に教職課程ガイダンスを行い、教職に対する自覚と責任、意欲喚起について指導をしている。また、10 月には再度、教職課程継続の意思確認を行っている。

3 年次生については、「教職総合演習」にて、岐阜県の職員を招聘し「教員採用試験説明会」を行い、現職教員を招聘し、現場での経験や教員採用試験合格までの道のりをお話いただき、教員という職務をより身近に感じ理解していく指導をしている。また、「教職課程 OB・OG 座談会」を毎年 11 月に開催し、在学生と教職に就いた卒業生との交流の場を設けている。

4 年次生については、「教員採用試験対策課外講座」の仕組みの中で、教員採用試験対策講座（筆記試験対策）を実施し、また、1 次試験に合格した学生に対する面接対策講座も実施している。

また、令和 6（2024）年度からは、教員採用試験合格者を増やすための取組として、佛教大学と小学校教諭免許状課程履修に関する協定を締結、令和 7（2025）年度からは星槎大学と特別支援学校教諭免許状課程履修に関する協定を締結し、在学中にそれぞれの免許状を取得することを可能としている。

<社会福祉士課程>

本学では、経済学部公共政策学科に社会福祉士課程を設置しており、岐阜協立大学学則に定める科目を取得した学生に対し、社会福祉士国家試験の受験資格を与えている。令和 7（2025）年度は、5 回にわたる学内模擬試験の実施によって学生の到達度の把握に努め、さらに対策講座（社会福祉特別講座）の実施、国家試験対策室でのグループ学習会の開催によってきめ細かな学習指導を行った。結果は受験生 8 人に対し 4 人が合格し、合格率は前年度（83.3%）を下回る結果となったが、この課程では公務員との併願者が多く、公務員試験対策との両立を十分に図ることができなかったことが原因である。今後の課題として、国家試験対策と公務員試験対策の両立に向けた、効果的な対策学習の展開を再検討する必要がある。

<公務員養成>

本学には PAC（Program for Advanced Career：発展職業プログラム）と呼ばれる公務員志望者のための支援プログラム（各種講座）が用意されている。また、PAC 支援室が設置され、担当教員に加え、学習相談に応じるスタッフが配置されている。そこでは、公務員試験対策のために、基礎から専門試験対策まで、幅広い講座が用意されている。これらの講座は正課外のため、単位取得にはならないが、公共政策学科においては、正課でも公務

員志望者のための科目を複数配置しており、公務員試験合格に向けての下支えとなっている。

<看護師課程・保健師課程>

低学年次においては、卒業生との交流を通じて、看護師としてのキャリア形成に対する意識の醸成を図っている。また、早期から学生自身が学習上の課題を把握し、その改善に取り組むことを目的として、1 年次から国家試験模擬試験や対策講座を実施し、計画的な国家試験対策を行っている。

高学年次においては、各領域の臨地実習を通じて看護実践能力を養うとともに、医療機関や地域包括ケアシステム、多職種連携の現場を体験することで、自らの適性や将来の進路について考察する機会を提供している。さらに、国家試験対策講座や就職支援ガイダンスを実施し、卒業後の進路選択に必要な情報提供及び支援を行っている。

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

「基準項目 3-4 を満たしている。」

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①-A 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

本学では、学生生活の安定を組織的に支えるため、学生課を中心に、学生委員会、保健室、学生相談室及び関係部署が密に連携する体制を構築している。これらは諸規程に基づき設置・運営されており、学生生活支援に関する方針に則って、全学的な支援を適切に行っている。

運営の計画性と継続性：支援業務の遂行にあたっては、例年の実績に基づいた年間スケジュール（オリエンテーション、健康診断、各種相談、奨学金説明会等）を継続的に運用している。年度当初の学生委員会において、これらの実施項目及び担当部署の役割を確認・共有することで、時間軸に沿った体系的な支援体制を維持している。

組織的な実行とフォローアップの実態：各支援施策は、組織間の役割分担に基づき実行されている。例えば、保健室では春季健康診断の結果に基づき、再検査が必要な学生に対し、ポータルサイトや Teams 等のデジタルツールを活用した迅速かつ系統的な個別受診勧告を実施している。このような学生の心身の健康保持に関する実務状況は、必要に応じて関係部署へ共有され、組織的な見守り体制の基盤となっている。

会議体の機能と意思決定プロセス：学生生活支援の要となる「学生委員会」を月 1 回定期的に開催している。同委員会では、各部署から報告される学生の状況や課題を共有し、必要な支援策の検討を行っている。委員会での決定事項は上位の「協議会」へ適切に上程・報告される仕組みとなっており、部局の枠を超えた全学的な意思決定と実行の連動性が確保されている。

3-4-①-B 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを、学生の多様性に配慮して適切に行っているか。

多様な背景を有する学生が安心して学生生活を送り、修学を継続できるよう、個々の状況に応じた支援を実施している。

健康相談、心理的支援及び生活相談：学生が心身ともに健康で安定した生活を送れるよう、保健室及び学生相談室を設置している。保健室では、けがや病気の応急処置、健康相談、各種測定及び健康管理に関する支援を行い、令和 7（2025）年度の利用件数は 655 件であった。学生相談室では、心理的支援及び生活相談を実施しており、令和 7（2025）年度の相談件数は 286 件（実人数 38 人）であった。相談内容は精神的問題、対人関係、進路、学業、経済的問題など多岐にわたる。また、教職員コンサルテーション 15 件、ケース会議等 33 件を実施し、学生課、保健室、教員等と連携した支援体制を構築している。

合理的配慮の提供において、障がいのある学生や特別な配慮を必要とする学生に対し、学生生活支援方針に基づき、学生課・学生相談室・保健室及び担当教員が「障害学生支援委員会」として密に連携している。個々のニーズに応じた具体的支援内容を検討・調整する仕組みが整っており、2025 年度は 16 人からの申請に対し、全件において学生の意向を尊重した適切な合理的配慮を提供し、修学継続を支援した。

課外活動支援：課外活動を人間的成長を促す重要な教育活動と位置付け、活動場所の提供、施設設備の維持管理、安全管理及び活動助成を行っている。体育会活動では規律性や協調性、社会性の育成を、文化活動では創造性や自主性を育むことを目的とし、指導者と連携して学生の主体的な活動を支援している。

多様な学生に対する支援において、令和 7（2025）年度は、中国 9 人、ネパール 8 人、バングラデシュ 6 人、コートジボワール 2 人、スリランカ 1 人の計 26 人の留学生在籍している。留学生支援として、国際ソロプチミストとの交流事業や、大垣十万石まつり、大垣まつり、五月祭及び学園祭等の地域行事への参加を通じ、日本人学生や地域住民との交流を促進し、大学生活への適応を図っている。今後は、これらの活動を通じた学生の意見を収集し、より個別のニーズに即した支援の充実を目指している。

3-4-①-C 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

経済的理由により修学の継続が困難となる学生に対し、学生生活の安定と修学機会の確保を図るため、以下の制度を適切に運用している。

公的奨学金制度の活用と確実な運用において、経済的困窮度の高い学生を対象とした「高等教育の修学支援新制度（346 人）」及び「日本学生支援機構奨学金（1,001 人）」について、学生課窓口での丁寧な説明会や個別相談を通じて、制度の周知と申請支援を徹底している。これらの公的支援の利用実績は、併用者を含めた延べ 1,347 人であり、実人数でも全学生（1,334 人）の約 7 割が利用しており、経済的不安による中途退学を防止する極めて重要な基盤となっている。

地域連携と連動した独自支援（大垣市大学生等消防団員奨学金）において、消防団活動に参加する学生を対象とした本制度（10 人）は、学生の経済的負担軽減のみならず、地域社会への貢献意識を醸成する本学の特色ある支援となっている。地域と連携したこの枠組みは、社会的・職業的な自立を目指す学生の意欲向上に寄与している。

意欲向上を目指した学費減免制度（指定校特待・スカラシップ）において、学業成績やスポーツ等の実績に応じた独自の学費減免制度（計 283 人）を運用している。特にスカラ

シップ制度では、実績に応じた多段階の減免率（30%～100%）を設定することで、単なる経済的支援に留まらず、入学後の学修継続や課外活動における目標達成への強い動機付けとなっている。令和7（2025）年度の利用者は47人（30%減免16人、50%減免16人、70%減免6人、100%減免9人）であり、多層的な支援が学生の意欲向上に寄与している。

支援の有効性検証と適切性の確保において、定期的に学生委員会にて報告・検証を行っている。経済的理由による退学検討者への個別面談の実績等と照らし合わせ、現在の支援規模が学生のニーズに概ね合致していることを確認しており、学生生活の安定に向けた支援は適切に機能していると判断する。

以上のように、本学では各種奨学金制度及び学費減免制度を活用し、学生の経済的負担軽減及び学生生活の安定に向けた支援を適切に実施している。

自己評価

本学では、学生課を中心として保健室、学生相談室及び関係部署が連携し、学生生活の安定を目的とした支援体制を整備している。

経済的支援については、高等教育の修学支援新制度利用346人、日本学生支援機構奨学金利用者1,001人、大垣市大学生等消防団員奨学金利用者10人に対する支援を実施するとともに、指定校特待制度及びスカラシップ制度等の学費減免制度を運用し、学生の経済的負担軽減及び学修継続を支援している。

課外活動支援については、学生課及び関係部署が連携し、安全で充実した活動環境を整備するとともに、体育会活動、文化活動及び地域貢献活動等を支援し、学生の主体的な活動を促進している。

また、多様な背景を有する学生への支援として、5か国26人の留学生に対し、日本人学生及び地域住民との交流機会を提供し、大学生活への適応及び地域社会との交流を促進している。さらに、障がいのある学生や特別な配慮を必要とする学生に対しては、関係部署及び担当教員が連携し、個々の状況に応じた合理的配慮を実施している。これらの取組により、多様な学生が安心して学ぶことのできる環境づくりが進められている。

健康相談、心理的支援及び生活相談については、保健室利用件数655件、学生相談室相談件数286件（実人数38人）であり、継続的な支援を行っている。これらの相談実績は定期的に分析され、学生委員会等の会議体を通じて関係部署で共有されており、迅速な組織的対応や見守り体制の構築に繋げている。以上のように、本学では年度当初に確認された支援計画に基づき、経済的支援、課外活動支援、健康相談及び心理的支援等を組織的かつ継続的に実施している。各施策の有効性を会議体で検証し、学生が安心して学修を継続できる環境を適切に整備・運用していることから、基準項目3-4を満たしていると判断する。

【改善点・課題点】

学生支援全般については組織的かつ適切に実施されているが、今後は多様化する学生ニーズをより深く把握するため、既存のアンケート調査や相談窓口に寄せられる意見の分析手法を精緻化することが課題である。単なる利用実績の集計に留まらず、分析結果を毎月の学生委員会等で定期的に検証し、例年の支援スケジュールや実施内容の改善に具体的にフィードバックさせることで、実質的なPDCAサイクルをより強固に機能させていく必要がある。

各種支援制度や相談体制を整備しているものの、支援を真に必要とする学生へ情報を確

実に届けるための情報発信が課題である。特に、障がいのある学生や経済的困窮を抱える学生など、多様な背景を持つ学生がそれぞれの状況に応じた支援情報をタイムリーに取得できるよう、ポータルサイトや Teams 等のデジタルツールを活用した周知方法の最適化を図り、必要な支援をより利用しやすい環境づくりを推進する。

留学生支援については、現在実施している地域行事等への参加を通じた交流機会の提供に加え、学修生活の実態や潜在的な不満・要望をよりきめ細かく収集することが望まれる。今後は生活面でのニーズ調査を計画的に実施し、その結果に基づいた具体的な生活定着支援を充実させることで、留学生が安心して学業に専念し、修学を継続できる環境をさらに強化していく必要がある。

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

3-5-①-A 教育研究上の目的の達成のために必要な校地、校舎などの施設・設備を整備し、適切に管理運営しているか。

校地は校舎 44,575 m²、運動場 47,170 m²、駐車場 8,996.2 m²等、計 102,383.2 m²を有している。校舎は北方キャンパス、西之川キャンパスがあり、北方キャンパス校舎は 20,360.42 m²、図書館及び体育施設は 8,662.85 m²、その他学生の福利厚生施設 8,361.60 m²を合わせると計 37,384.87 m²、西之川キャンパスの看護学部校舎は 3,865.93 m²である。

学部学生 1,316 人、大学院生を合わせて 1,330 人の学生を教育する施設としては十分な広さと機能を有している。

校舎の整備として、平成 28（2016）年度から開始した創立 50 周年記念事業において、新食堂、第 2 体育館が完成し、学生の正課・課外活動を含めキャンパス内での満足度向上に資している。また、平成 30（2018）年度に大学正面に位置する 2 号館の建替えが完成し、キャンパス内動線の中心的な建物が完成することで、学生サービスの向上（学生窓口のワンストップ化）を図った。

学修環境整備として、平成 25（2013）年度、平成 26（2014）年度、文部科学省の改革総合支援事業に採択された結果、4101 教室に講義収録環境とグループワーク用の設備を整備、9302 教室にもグループワーク用の設備を整備し、ビジネスプレゼンテーションでの利用を手始めに、各種の演習や実習等で活用し、学生は主体的に調査し魅力的に発表するというアクティブな学習スタイルを初歩から学ぶことができるようになっている。また、図書館 3 階にラーニングコモンズを整備した。さらに平成 28（2016）年度から平成 30（2018）年度に学内ネットワーク及び無線 LAN 設備を更新し大容量ネットワーク対応の設備へと整備し、古典的な輪読スタイルの演習室什器をグループワーク対応什器へ更新したことで、正

課での活用はもとより学生の自学自修にも有効な環境を再整備した。

3-5-①-B 快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

本学は令和元（2019）年4月の看護学部開設を機に、北方キャンパスと西之川キャンパス（看護学部棟）の2キャンパスを有している。

北方キャンパスでは、1号館（管理棟）の他、2～6号館と、8号館1・2階に一般教室、語学教室、ゼミ室を有している。7号館には講堂、8号館3・4階には経済学部研究室、9号館には情報演習室・情報実習室、10号館には大学院演習室と経営学部研究室を備えている。その他、第1・第2体育館や学生食堂、サッカーコートや野球場等を備えた総合グラウンドを有している。

学内はバリアフリー化に対応しており、思いやり駐車場や教室各所でのスロープ設置、車椅子用座席の確保、バリアフリースイレの確保、エレベーターで上階へ移動後、各建物へ移動できるよう施設を整備している。

西之川キャンパスでは、主にI号館（看護棟）が看護学部学生の学びの中心の場となっている。これは、本学看護学部の前身である、大垣女子短期大学看護学科の施設を引き継いだことによるものである。

キャンパス内では、同一法人である大垣女子短期大学の施設を一部共用している箇所があり、A号館には教務課西之川分室を設け、西之川キャンパス内での看護学部事務の全般を請け負っている。その他、C号館1階のカフェテリアや売店、大垣女子短期大学の研究室の一部を共用している。

3-5-①-C ICT環境を適切に整備しているか。

令和元（2019）年度から始まった「スマートキャンパス構想」により、オンラインでの授業教材の配信や課題作成・提出、緊急時のオンライン授業に対応している。DX化が進展していく中、学生に必要なスキルを身につけてもらうため、入学時にBYODパソコンを購入させており、それに合わせて学内のネットワーク環境も強化されている。

情報の授業では特に経営情報学科において、専門的なソフトを使用する関係から、9号館の情報実習室に特定のソフトを利用できる環境を備えている。

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、学内ではMicrosoft365のTeamsのライセンスを、全教職員・学生に対して付与し、授業資料の配布、天候不良等の急な遠隔授業対応、質疑応答、課題の提示・提出など、授業全般において活用している。

3-5-②-A 図書館を十分に利用できる環境を整備し、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供しているか。

図書館：学生・教職員が有効に活用することができるよう、図書館管理運営委員会及び図書館事務室において、学生、教職員からニーズを汲み取り改善を図っている。

令和7（2025）年度の蔵書数は、358,183冊、内視聴覚資料9,127点となっている。館内にはラーニングコモンズ2カ所と、グループワーク室2部屋を整備し、ゼミ及びグループ学習の支援を行っている。令和7（2025）年度の開館日は、年間232日であった。開館時間は、授業日は午前9時から午後6時30分まで、長期休暇中や祝日授業日は午前9時か

ら午後 5 時までとなっている。座席数は 196 席で年間延べ 11,411 人が利用した。館内には利用者用蔵書検索（OPAC）用パソコンを 2 台設置しているが、自身のスマートフォンやタブレット等からも蔵書検索システムにアクセスできるようになっており、利便性を高めている。令和 7（2025）年度の貸出冊数は、年間延べ 1,984 冊であった。

図書館利用促進の一環として、経営学部は 1 年次生必修の「基礎演習」の 1 コマで、看護学部は同じく 1 年次生の課外活動時間を利用し、図書館概要、館内資料検索方法などを解説する図書館ガイダンスを実施している。また看護学部 3 年次生には、卒業年次の「看護研究」に向けた資料収集、看護系データベースの利用方法について解説するガイダンスを設けている。また、経済学部を含めゼミ単位などそれぞれのニーズに合ったガイダンスも受付けており、令和 7（2025）年度は 5 件、のべ 45 人が利用した。他大学図書館・研究機関との相互利用（ILL）については、現物貸出 10 件、現物貸借 25 件、文献複写受付 45 件、文献複写依頼 54 件の利用であった。

その他、図書館 Facebook で新刊図書の情報やイベント情報を発信し、利用促進を図っている。データベースは 5 種（日経テレコン、日経バリューサーチ、医中誌 web、看護索引 web、メディカルオンライン）を契約、電子書籍（MARUZENeBook）は約 300 タイトルを購入し、電子媒体による資料の充実に努めている。学外に対しては、岐阜協立大学学術リポジトリを構築し、学内発行論集を掲載。学術情報発信の場であると共に、国の即時オープンアクセス義務化の要件をカバーする点も担っている。

学生協働と地域への開放：コロナ禍を経て、学生協働の主体となっていた図書館サポーターが事実上の解散となり、活動の中心となっていた選書ツアー事業の凍結、学生協働フェスタへの参加見送りという状況にある。また、同じくコロナ禍から学外利用者に向けた図書館の地域への開放も受入れを停止する状況が続いている。

今後の課題

①看護学部学生の図書館利用利便性の向上

西之川キャンパスの滞在が長くなる看護学部学生においては、電子書籍の充実と利用促進を図ることが利便性の向上につながる。看護学部教員との連携促進を図ることが利便性の向上につながるため、看護学部教員との連携を密にし、利用率の向上に向けた策を練る。

②来館者数及び貸出冊数の改善

図書館で開催するイベントの告知などを、図書館に来ない学生に向けて発信するための広報活動の見直しは必須である。授業との連携や個々のニーズに沿ったガイダンス実施等、教員との連携も含め来館者増に向けて探っていく。

貸出冊数については他大学の取組も参考にしつつ、発展する AI や電子的情報との共生を図る必要がある。また、電子書籍や電子コンテンツの導入により、今まで図書館の指標と考えられてきた来館者数、貸出冊数だけでなく、各コンテンツへのアクセス数等も総合して利用状況の判断材料とできるようにしたい。

③大学院生の利用に対する利便性の向上

遠方在住や社会人の院生が多いため、図書館の開館時間外にも適切なサービスを受けることができるよう、利便性の向上に努める。

④地域への開放

学外利用を希望する声は定期的に聞こえてきており、地域住民の知の拠点として本学図

書館への期待は大きいと考えられる。学生・教職員の利用を妨げないレベルでどのように一般市民へ再開放を行うか、検討の上早期の実現が必要である。

3-5-③-A 施設・設備は、バリアフリーなど安全性と利便性を図り、学生の多様性に配慮しているか。

学生が利用する教室棟は整備が完了している。しかし、経営学部研究棟(10号館4階建)及び図書館にはエレベーターが未設置であり、他の校舎から渡り廊下等で接続されていないこともあり、今後の検討課題である。

3-5-③-B 施設・設備の安全性(耐震など)を計画に基づき適切に管理しているか。

施設の安全性として、まずアスベストに関しては、本学校舎は平成18(2006)年度にアスベストの一斉調査を実施し、翌平成19(2007)年度には発見されたアスベスト除去工事を実施し、現在はアスベストが使われている校舎は存在しない。また、耐震基準に関しては昭和56(1981)年の建築基準法改正以前の建物は耐震診断を実施した結果、本学の全ての校舎の耐震化率は100%である。

施設の整備、日常的な維持管理は総務企画課が担当しているが、建築・設備の専門業者による知識の活用及び法令遵守のため委託契約を締結している。防火・消防設備、電気保安設備、上下水道設備の水質管理、エレベーター設備等の保守点検では関係法令を遵守し安全確保を図っている。また、学内清掃委託や植樹剪定委託等によりキャンパスの適切な維持管理に努めている。

[基準3の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

経済学部及び経営学部においては、市場環境が厳しさを増す中でも、2年次学科選択制度の導入やきめ細かな高校訪問等の広報戦略により、安定的な入学者数を確保し、入学率を向上(56.8%から62.4%へ)させた点は一定の成果である。また、大学院においても、事前面談を通じたアドミッション・ポリシーの丁寧な周知により、適切な学生受入れが行われている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

最大の課題は、看護学部における入学定員充足率の著しい低下(37.5%)である。これは、認証評価における判断基準である「充足率0.7倍未満」に該当し、早急な改善が必要な状況にあると認識している。また、指定校推薦及び高校推薦を通じた年内入試の志願者確保が、競合校に比して弱くなっている点も課題として抽出された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組予定

看護学部の低充足率に対し、令和8(2026)年3月の「理事会」において、令和9(2027)年度からの入学定員を60人へ適正化することを決定済みである。さらに、年内入試の立て直しに向け、「看護学部指定校特待生制度」の導入を令和8(2026)年6月に「経営会議」にて決定し、2027年度入試より戦略的な学費減免制度を展開する予定である。今後は大垣市民病院等の地域基幹病院との連携をさらに強化し、「地元で学び、地元病院へ就職する」キャリアパスを明確に提示することで、充足率100%の回復と定着を図る計画である。

教職協働による学修支援体制のもと、特色ある取組を推進している。学修支援面では、教務委員会に教員と事務職員が参加し（年間 34 回開催）、担任と事務職員が緊密に連携して学生支援にあたる体制を整備している。キャリア支援では、1 年次から 4 年次まで体系的なキャリア教育を教育課程に位置づけ、「ジョブシャドウイング」（令和 7（2025）年度に 1 年生約 250 人が 4 日間で 10 社を訪問）や、本学独自の双方向型企業交流イベント「ジョブ・トラベル」（受講生 500 人、参加率 91.9%、満足度 93.0%）が高く評価されている。さらにアスリート対象の「アスリートの進路を守るキャリアガイダンス」は、UNIVAS AWARDS2025-26「デュアルキャリア形成支援優秀取組賞（優秀賞）」を受賞した。就職実績は全学実就職率 97.8%（前年度比+1.4 ポイント）と高水準を維持している。学生サービス面では、修学支援新制度利用者 346 人、日本学生支援機構奨学金利用者 1,001 人、スカラシップ制度利用者 47 人等の経済的支援を実施し、保健室利用 655 件、学生相談 286 件（実人数 38 人）等、生活支援も組織的に行っている。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

自己点検・評価を通じて、いくつかの課題が明らかとなっている。第一に、入学者受入れでは、令和 7（2025）年度入学定員充足率が 75.3%、令和 8（2026）年度は 81.4%へと改善傾向にあるものの、経済学部経済学科 67.7%、看護学部看護学科 37.5%など一部学科で充足率が依然として低く、看護学部では入学者数が前年度より 13 人減少している。第二に、学生支援については全体として適切に実施されているものの、各種支援制度及び相談体制の利用状況や学生ニーズを継続的に把握し、支援内容の更なる充実を図ることが課題となっている。特に、多様化する学生ニーズに対応するため、相談窓口や各種支援制度に関する情報発信を充実させ、必要な支援をより利用しやすい環境づくりを進める必要がある。その具体例として、学修支援におけるオフィスアワー制度については、学修行動調査において在学生の 3 割強しか制度を理解していないことが判明し、制度の周知・活用促進が課題となっている。第三に、キャリア支援では、社会福祉士国家試験の合格率が前年度 83.3%を下回る結果となり、公務員試験対策との両立が困難であったことが主因として挙げられた。第四に、学修環境面では、コロナ禍後に図書館サポーターが事実上解散し、選書ツアー事業の凍結や学外利用者への開放停止が続いており、来館者数や貸出冊数の伸び悩みが見られる。また、西之川キャンパスに長時間滞在する看護学部学生の図書館利用利便性の向上も課題となっている。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

これらの課題に対し、本学は具体的改善と今後の取組を進めている。入学者受入れでは、定員最適化を図るため経済学部の入学定員を 130 人から 100 人へ、看護学部を 80 人から 60 人へ見直すとともに、高校訪問やオープンキャンパスの充実、入試制度・広報施策の見直しを継続的に実施し、令和 7（2025）年度入学率 56.8%から令和 8（2026）年度 62.4%への上昇傾向を維持・拡大する。

オフィスアワー制度については、特に学期始めの時期に周知を強化する。社会福祉士課程では、国家試験対策と公務員試験対策の両立に向けた効果的な対策学習の展開を再検討する。

図書館については、看護学部教員との連携を密にして電子書籍(約 300 タイトル購入済)の充実と利用促進を図るとともに、授業連携や個別ニーズに応じたガイダンス実施、図書館 Facebook を通じた広報の見直しにより来館者増に取り組む。地域への図書館開放についても、学生・教職員の利用を妨げないレベルでの一般市民への再開放を早期に実現する。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

4-1-①-A ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。

本学では建学の精神及び教育目的を基に、学部毎にディプロマ・ポリシーを策定し、Web 公開を行っている『学生要覧・履修の手引』に掲載するとともに、大学ホームページにも掲載し、周知を図っている。

なお、以下学部学科毎のディプロマ・ポリシーは令和 7 (2025) 年度のものであり、令和 8 (2026) 年度からは経済学部においてレイトスペシャライゼーションプログラムが導入されることから、令和 8 (2026) 年度経済学部入学生より改定され、適用される予定である。また、経済学部経済学科企業人育成課程については、令和 7 (2025) 年度を以て課程廃止となった。

<経済学部経済学科>

経済学科は、学生が卒業に際して次の能力を身につけていることを目標とします。

- 1) 人文・社会・自然科学や情報処理、日本語の文章表現に関わる基礎的素養を修得し、外国語や外国文化を理解する能力を持つ。
- 2) 地域実践型アクティブ・ラーニングを通じて、地域社会が抱える問題を発見し、それらの問題が起こる原因を理論的に追究し、解決策を考え、提案・行動できる能力を持つ。
- 3) 経済学の基礎的諸分野について理解し、経済学的思考によって経済現象の本質を分析できる能力を持つ。
- 4) 「情報とグローバル経済」コースの履修者は、情報化や経済自由化によって急速に展開するグローバル経済の特徴と課題を踏まえつつ、日本や世界各地と地域社会の持続的な発展のために提案・行動できる能力を持つ。「地域と環境共生」コースの履修者は、家族・生活・地域・環境に関わる問題を発見・理解し、自然環境と調和した共生社会の担い手としてそれらの問題の解決策を提起する能力を持つ。
- 5) 2～4 年次に履修する演習の学修成果を卒業論文にまとめ、卒業論文発表会で口頭発表を行い、審査に合格する。

<経済学部経済学科企業人育成課程>

経済学科企業人育成課程は、学生が卒業に際して次の能力を身につけていることを目標とします。

- 1) 人文・社会・自然科学や情報処理、日本語の文章表現に関わる基礎的素養を修得し、外国語や外国文化を理解する能力を持つ。
- 2) 地域実践型アクティブ・ラーニングを通じて、地域社会が抱える問題を発見し、それらの問題が起こる原因を理論的に追究し、解決策を考え、提案・行動できる能力を持つ。
- 3) 経済学の基礎的諸分野について理解し、経済学的思考によって経済現象の本質を分析できる能力を持つ。
- 4) 幅広い経済学・経営学・会計学の知識やインターンシップの経験に基づいて、企業の経営や戦略について分析・発表できる能力を持つ。
- 5) 2～4 年次に履修する演習の学修成果を卒業論文にまとめ、卒業論文発表会で口頭発表を行い、審査に合格する。

<経済学部公共政策学科>

公共政策学科は、学生が卒業に際して次の能力を身につけていることを目標とします。

- 1) 人文・社会・自然科学や情報処理、日本語の文章表現に関わる基礎的素養を修得し、外国語や外国文化を理解する能力を持つ。
- 2) 地域実践型アクティブ・ラーニングを通じて、地域社会が抱える問題を発見し、それらの問題が起こる原因を理論的に追究し、解決策を考え、提案・行動できる能力を持つ。
- 3) 地域の経済や社会、地方行政や地方自治、社会福祉について深く理解し、地域づくりの新たな担い手となるための能力を持つ。
- 4) 「公共マネジメント」コースの履修者は、より良いまちづくり・社会づくりの中心的担い手となることのできる知識と地域社会への洞察力を持つ。「社会福祉」コースの履修者は、社会福祉・地域福祉の実践活動を行うことができる知識・技能を持つ。
- 5) 2～4 年次に履修する演習の学修成果を卒業論文にまとめ、卒業論文発表会で口頭発表を行い、審査に合格する。

<経営学部経営情報学科>

経営情報学科は、学生が卒業に際して、次の能力を身につけていることを目標とします。

- 1) 人文・社会・自然科学や情報処理に関わる基礎的素養を修得し、かつ外国語や外国文化を理解する能力を持つ。
- 2) 日本人同士、外国人とも共感しあうコミュニケーション能力を持つ。
- 3) 経営学、情報科学、会計学の専門知識を体系的に修得して、ビジネスの倫理観を有する能力を持つ。
- 4) 現実の経営課題の解決のために、情報通信技術（ICT）を活用する知識や能力を持つ。
- 5) 地域における情報通信技術（ICT）のなかで生じる課題にたいして、解決できる能力を持つ。

<経営学部スポーツ経営学科>

スポーツ経営学科は、学生が卒業に際して、次の能力を身につけていることを目標とします。

- 1) 人文・社会・自然科学や情報処理に関わる基礎的素養を修得し、かつ外国語や外国文化を理解する能力を持つ。

- 2) 日本人同士、外国人とも共感しあうコミュニケーション能力を持つ。
- 3) 学校やスポーツ産業の経営にたいして、経営学の専門知識を実践的に応用できる能力を持つ。
- 4) 経営学の諸分野とスポーツ科学の専門知識を体系的に修得して、課題にたいして解決できる能力を持つ。
- 5) 地域におけるスポーツ振興のなかで生じる課題にたいして、解決できる能力を持つ。

<看護学部看護学科>

看護学部では、本学の建学の精神、教育の特色、教育研究上の目的等を踏まえ、本学が定める卒業要件として必要な在学年数及び単位数を満たし、以下に示すところの成果が得られた学生に卒業を認め、学位『学士（看護学）』を授与する。

- 1) 多様なリベラル・アーツ教育に基づいた、人間に対する深い洞察力と高い倫理観を持ち、生命に対する尊厳及び柔軟な思考力、徳性の涵養を身につけている。（姿勢・態度）
- 2) 個人、家族、地域を対象に、健康から不健康に至るあらゆる健康レベルの人々に適切な看護を実施できるための広い視野と専門的知識と専門的技術を身につけている。（知識・理解・技能）
- 3) 保健・医療・福祉等の分野において、他職種の人々と連携してチーム医療を推進し、互いの専門性を十分に活かすとともに、看護をより有効的に機能させ、地域社会の保健医療ニーズに適切に対応できる能力を身につけている。（関心・意欲・態度）
- 4) 医療者として他者の思いや考えを理解できる力や想像力を持って、人々の身体的・精神的苦痛に寄り添うことができる能力、及び人々の多様な価値観を尊重して、自身の考えを相手に適切に伝えるコミュニケーション能力を身につけている。（技能・表現）
- 5) 専門職として自律心を持ち、自己啓発能力と研究的態度を身につけて、看護学を体系化し発展させる能力を身につけている。（思考・判断・表現）

<大学院経営学研究科>

1) 企業経営・情報ビジネスコース

グローバル化や情報化によるビジネス環境の激動に対応できる創業・経営革新能力、及び ICT 開発・運用能力を身に付けると共に、これからの企業社会の在り方を深く研究し、学位論文の審査に合格した者に修士（経営学）の学位を授与します。

2) 会計・税務コース

会計情報の国際的標準化など、会計環境の変化に対応できる高度な専門的研究を行うとともに高潔な倫理観を身につけ、学位論文の審査に合格した者に修士（経営学）の学位を授与します。

3) スポーツ経営コース

スポーツマネジメント領域における専門性の高い理論、マネジメント技法及び実践方法を修得し、スポーツビジネスにおける高い実践能力を有するスポーツマネージャー及び経営者となるにふさわしい能力を修得した者に修士（経営学）の学位を授与します。

4-1-②-A ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

各科目の成績評価は、シラバスの「成績評価」欄であらかじめ示しており、筆記試験、

レポート、実技テスト等の方法により、担当教員が学修達成度を判定している。シラバスには、「到達目標」に、ディプロマ・ポリシーのどの部分と結びついているのかをあらかじめ明記し、学生自身がどのような能力を身に付けることを目標としているのかが理解しやすいようにしている。

本学は「出席」を成績評価の大前提とする方針を掲げており、受講する授業科目の単位を修得するためには、その科目の授業回数の 2/3 以上の出席を必須としている。資格取得に係る科目や一部実技科目などは更に出欠を厳格に扱っており、欠席過多の場合は「失格」とすることをシラバスにも明記している。

単位認定基準については、岐阜協立大学学則、岐阜協立大学教務規程等の定めに基づき、厳格に実施するとともに、『学生要覧・履修の手引』や大学ホームページに明記している。各科目の成績評価基準についてはシラバスに明記し、シラバス作成時には「シラバス作成ガイドライン」に沿って作成するよう、全教員に依頼している。シラバスに定める成績評価方法に照らし、成績評価に対する具体的な確認事項がある場合は、定められた期間に「成績に関する問い合わせ願」を提出することを認めている。

進級基準については、本学では、休学の場合を除き、単位の修得状況による原級留置は行っていない。但し令和 4（2022）年度入学生から退学勧告制度を導入しており、一定基準以下の成績が続いた場合、まずは担任教員が「警告」を行い、次学期においても改善が見られない場合は、学部長と担任教員が「退学勧告」を行うことを、「岐阜協立大学グレードポイントアベレージに関する取り扱い規程」に定めている。なお、休学や健康上の理由等やむを得ない事情がある場合を除いている。

4-1-②-B ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準、修了認定基準などを適切に定め、周知し、厳正に適用しているか。

本学は各学部学科・研究科の理念を実現するため、ディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシー達成のため、カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を体系的に編成し、学科・研究科の理念を実現するために適した科目を開設している。

<経済学部・経営学部共通>

経済学部と経営学部では、次のとおり所定の科目を履修しその単位を修得した者に対し、教授会の議を経て学部長が卒業を認定している。

基礎科目 10 単位	教養科目 12 単位	外国語 2 単位	体育 2 単位
専門教育科目 70 単位（公共政策学科は 74 単位）	演習 12 単位		
就職・資格取得支援科目 6 単位	その他 22 単位（公共政策学科は 18 単位）		
総計 124 単位以上			

ディプロマ・ポリシー及び学位審査手続きに関しては、岐阜協立大学学則に定められたとおり、①4 年以上の在籍及び②総計 124 単位以上を修得していることを条件に、審査が行われ、学位が授与される。

また、両学部とも 4 年次開講の「演習Ⅲ」（必修）で卒業論文の完成を到達目標として取組んでいる。経済学部では、卒業論文の作成が卒業要件となった平成 19（2007）年度より「卒業論文発表会」を実施し、全学生の発表・参加を義務付けている。

<経済学部>

ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準を適切に定め、厳正に適用している。学生への周知については、大学ホームページでの掲載、教務課ガイダンスに加え、ゼミ担当教員が必要に応じて履修指導を行っている。また、卒業認定に当たっては、各授業科目の単位修得状況及び卒業要件の充足状況を確認した上で、学部教授会における審議を経て、大学協議会において卒業認定を行うなど、認定基準を適切かつ厳正に適用している。

<経営学部>

本学部では、ディプロマ・ポリシーに基づき卒業認定基準を定めており、各授業科目のシラバスにおいて到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連を明示することで、学生への周知を図っている。

成績評価については、各授業科目のシラバスの「成績評価」欄に評価方法及び評価基準をあらかじめ明示し、筆記試験、レポート、卒業論文、実技試験等を通じて、担当教員が学生の学修成果及び到達度を厳正に評価している。

さらに、卒業認定に当たっては、各授業科目の単位修得状況及び卒業要件の充足状況を確認した上で、学部教授会における審議を経て、大学協議会において卒業認定を行うなど、認定基準を適切かつ厳正に適用している。

<看護学部>

本学部の所定の科目を履修しその単位を修得した者に対し、学長が教授会及び大学協議会の審議を経て卒業を認定している。看護学部において卒業要件となる必要単位数は、教養科目 25 単位以上、専門基礎科目 27 単位以上、専門科目 62 単位以上、発展科目 15 単位以上、総計 129 単位以上である。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定基準に関しては、卒業判定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）ループブックを作成し、『学生要覧・履修の手引』に掲載し周知している。卒業判定の手続きについては、岐阜協立大学学則第 4 条及び第 5 条に定めるとおり、4 年以上の在籍と所定の科目を履修して総計 129 単位以上を修得していることを条件に審査が行われ、学位が授与される。

科目責任者に対しては、大学の作成したシラバス作成ガイドラインに基づき、該当するディプロマ・ポリシーをシラバスの到達目標に記載することを周知し、ディプロマ・ポリシーを意識した科目内容及び単位認定基準を求めている。

<大学院研究科>

本研究科は、「企業経営・情報ビジネスコース」「会計・税務コース」「スポーツ経営コース」の 3 コースを配し、高度な専門知識や能力を身につけた創造的な人材の養成に適合した学生に対して、修士号を授与している。新入生にはオリエンテーション及び『岐阜協立大学大学院要覧』にてディプロマ・ポリシーの周知を図っている。修了認定基準は所属コースの 16 単位を含む総計 32 単位以上取得し、修士論文の審査に合格することとしている。修士論文は、中間発表会で主査及び副査 2 人がディプロマ・ポリシーに基づく評価基準に基づき研究指導、評価、助言を行い、最終報告会の後、主査及び副査 2 人の合議による審査を経て修了認定案を作成している。修了判定については、岐阜協立大学大学院学則及び『岐阜協立大学大学院要覧』に定める修了要件に基づき、研究科委員会において厳正に審議・判定し、修士の学位を授与している。

・GPA(Grade Point Average)制度

GPA については、「岐阜協立大学グレードポイントアベレージに関する取り扱い規程」に基づき、学修成果を可視化し、成績評価の客観性や厳格性を確保することを目的に導入している。活用方法としては、成績懇談会実施の対象基準や、奨学金継続判断の基準に用いるほか、前述の退学勧告制度、単年度の成績優秀者表彰者の選定基準としても活用している。また、半期に1度、GPAの分布状況を教授会で確認し、成績評価の平準化のためにも活用している。

・転入学・編入学者の単位認定

転入学・編入学した者の単位認定については、岐阜協立大学学則及び岐阜協立大学教務規程に基づき、転・編入学以前に在学した大学、短期大学などにおいて修得した単位のうち、本学において設置する授業科目に限り、2年次生にあつては34単位以内で認定している。3年次生にあつては、「基礎教育科目」及び「演習Ⅰ」について卒業に必要な単位数と「自由科目・他大学科目」として60単位を包括単位認定している。

・他大学等で修得した単位の認定

他の大学又は短期大学において修得した授業科目の単位については、岐阜協立大学学則及び岐阜協立大学教務規程に基づき、60単位を超えない範囲内で所属する学部学科の授業科目の単位に認定している。認定した単位の成績評価は「N(認定)」としている。

・入学前に大学等で修得した単位の認定

入学前に大学又は短期大学において修得した授業科目の単位については、岐阜協立大学学則及び岐阜協立大学教務規程に基づき、60単位を超えない範囲内で所属する学部学科の授業科目の単位に認定している。

・大学以外の教育施設などにおける学習の単位認定

大学以外の教育施設などにおける学修として文部科学大臣が定める学修の単位認定については、岐阜協立大学学則及び岐阜協立大学教務規程に基づき、シラバスに定めるところにより本学における授業を履修したとみなし、所属学科の授業科目の単位として認定している。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

4-2-①-A カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

本学では建学の精神及び教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを基に、学部学科毎にカリキュラム・ポリシーを策定している。これらはWeb公開を行っている『学生要覧・

履修の手引』に掲載するとともに、大学ホームページにも掲載し、周知を図っている。
なお、下記学部学科毎のカリキュラム・ポリシーは、令和 7（2025）年度のものであり、ディプロマ・ポリシー同様、令和 8（2026）年度からは経済学部においてレイトスペシャライゼーションプログラムが導入されることから、令和 8（2026）年度経済学部入学生より改定され、適用される予定である。また、経済学部経済学科企業人育成課程については、令和 7（2025）年度を以て課程廃止となった。

<経済学部経済学科>

経済学科は、ディプロマ・ポリシー達成のため、次のような方針で教育課程を編成しています。

- 1) 1・2 年次において、人文・社会・自然科学や情報処理、日本語の文章表現に関わる基礎的素養を身につけ、外国語や外国文化を理解するための科目を履修します。
- 2) 地域社会が抱える問題を発見し、それらの問題が起こる原因を理論的に追究し、解決策を考え、提案・行動できる能力を養うため、地域実践型アクティブ・ラーニングの推進を重視しています。
- 3) 経済学の基礎的諸分野について理解し、経済学的思考によって経済現象の本質を分析できる能力を養うための科目を 2 年次開講科目にしています。
- 4) 「情報とグローバル経済」コースに、3 つの履修モデル（国際経済プログラム、金融・財政・会計プログラム、日本経済とビジネス開発プログラム）、「地域と環境共生」コースに 3 つの履修モデル（生活デザインプログラム、コミュニティビジネスと地域創造プログラム、環境共生プログラム）を設け、3 年次からいずれかのコースを選択・履修します。
- 5) 2～4 年次に原則として同一の指導教員の演習に所属し、4 年次に自主的に研究テーマを設定し、卒業論文を作成します。

<経済学部経済学科企業人育成課程>

経済学科企業人育成課程は、ディプロマ・ポリシー達成のため、次のような方針で教育課程を編成しています。

- 1) 1・2 年次において、人文・社会・自然科学や情報処理、日本語の文章表現に関わる基礎的素養を修得し、外国語や外国文化を理解するための科目を履修します。
- 2) 地域社会が抱える問題を発見し、それらの問題が起こる原因を理論的に追究し、解決策を考え、提案・行動できる能力を養うため、地域実践型アクティブ・ラーニングの推進を重視しています。
- 3) 経済学の基礎的諸分野について理解し、経済学的思考によって経済現象の本質を分析できる能力を養うための科目を 2 年次開講科目にしています。
- 4) 企業経営に関する知識・分析能力を養うため、企業から派遣された講師による講義や、企業経営について調査・研究・発表を行う科目を 2・3 年次開講科目にしています。
- 5) 2～4 年次に原則として同一の指導教員の演習に所属し、4 年次に自主的に研究テーマを設定し、卒業論文を作成します。

<経済学部公共政策学科>

公共政策学科は、ディプロマ・ポリシー達成のため、次のような方針で教育課程を編成しています。

- 1) 1・2年次において、人文・社会・自然科学や情報処理、日本語の文章表現に関わる基礎的素養を修得し、外国語や外国文化を理解するための科目を履修します。
- 2) 地域社会が抱える問題を発見し、それらの問題が起こる原因を理論的に追究し、解決策を考え、提案・行動できる能力を養うため、地域実践型アクティブ・ラーニングの推進を重視しています。
- 3) 地域の経済や社会、地方行政や地方自治、社会福祉について深く理解するための基礎的知識を養う科目を2・3年次開講科目にしています。
- 4) 「公共マネジメント」コースの履修モデル（「公務員養成プログラム」）は、公務員試験合格に必要とされる知識を、「社会福祉」コースの履修モデル（「社会福祉士養成プログラム」）は、社会福祉士国家試験受験資格の取得と合格に必要とされる知識を身につけるための科目を配置しています。
- 5) 2～4年次に原則として同一の指導教員の演習に所属し、4年次に自主的に研究テーマを設定し、卒業論文を作成します。

<経営学部経営情報学科>

経営情報学科は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような方針で教育課程を編成しています。

- 1) 1・2年次において、人文・社会・自然科学や情報処理に関わる科目を履修し、外国語や外国文化及び体育の科目を修得します。
- 2) 経営学の基礎を体系的に理解するために、経営学部共通の基本科目を開講しています。
- 3) 「経営分野」では、製品・サービスを創る際の予算、人員などの計画を立て、プロジェクト管理・運営できる知識や能力、またマーケティングの手法を使って、企画立案できる知識や能力を修得するための科目を開講しています。
- 4) 「会計分野」では、会計情報の意味を適切に理解して、企業活動に活用できる力や、財務諸表から企業の経営状況や将来性を推測できる知識や能力を修得するための科目を開講しています。
- 5) 「情報分野」では、現代ビジネスで必要不可欠なAI、IoT、ロボット、クラウド、ビッグデータなどのデジタルテクノロジーを活用できる知識や能力を修得するための科目を開講しています。
- 6) 3・4年次に原則として同一の指導教員の演習に所属し、4年次に自主的に研究テーマを設定し、卒業論文を作成します。

<経営学部スポーツ経営学科>

スポーツ経営学科は、ディプロマ・ポリシーを達成するために、次のような方針で教育課程を編成しています。

- 1) 1・2年次において、人文・社会・自然科学や情報処理に関わる科目を履修し、外国語や外国文化及び体育の科目を修得します。
- 2) 経営学の基礎を体系的に理解するために、経営学部共通の基本科目を開講しています。
- 3) 「スポーツマネジメント分野」では、「スポーツをテーマとした仕事に進む」ための基礎知識を修得する科目と、スポーツ関連企業や団体の現場における実践教育を重視するために、健康・スポーツ産業における管理運営能力やマーケティング能力など総合的なマネジメント能力を養う科目を開講しています。

- 4) 「スポーツ科学・教育分野」では、学校教育から生涯教育まで幅広い教育分野に対応できる人材を養成するために、専門的なスポーツ科学の知識やコーチング理論を学び、発達段階に応じた適切な対処と競技力向上のための様々な知識を養う科目を開講しています。
- 5) 保健体育教職課程では、保健体育授業と運動部活動の理解を深め、実践力を高めるために、「体育授業インターンシップ制度」や「課外体育インターンシップ制度」の科目を開講しています。
- 6) 3・4年次に原則として同一の指導教員の演習に所属し、4年次に自主的に研究テーマを設定し、卒業論文を作成します。

<看護学部看護学科>

看護職者が備えなければならない高い倫理観と健康問題をもつ人々に適した最新で高度な看護を引き出す専門的知識・技術・態度、他者を思いやり、他者の気持ちを感じ取り寄り添う豊かな人間力、コミュニケーション力、自己理解＝自己洞察、他者理解＝異文化への理解や多様性を受入れる姿勢、チーム医療を推進する力を養います。

- 1) 学生が幅広い視野を持って学科目的に沿った主体的な学びを行えるよう、その基盤づくりとして多様なリベラル・アーツ教育とともにキャリア教育も含む総合的な内容からなる教養科目を開講し、適切な選択や受講ができるようにする。
- 2) 学生が専門的な知識と技能を体系的に学べるよう、各分野ともに専門に関する科目を基礎から応用までの学修段階に配慮した順序と内容で開講し、教養とともに専門分野に係る「知識・理解」、「思考・判断・表現」、「技能」、「関心・意欲・態度・姿勢」の伸長と定着を目指せるようにする。
- 3) 教養科目と専門に関する科目を学修するにあたっては、主体的な学びを目指す学修活動を中心に、科目の特性に応じて、地域社会と結びついた実践的な活動、環境を重視し社会性と協調性、その基盤となる自律性と品性などを身につけていく活動に取り組んでいけるように配慮して各科目を配列する。

<大学院経営学研究科>

それぞれの研究領域における研究上の成果を通じて、次のような人材を育成するために、「企業経営・情報ビジネスコース」、「会計・税務コース」、「スポーツ経営コース」の3つのコースが用意されています。

- 1) 激動する時代に対応できる企業経営能力やICT運用能力を養成するとともに、今後の企業社会の在り方を創造できるような人材を育成するために「企業経営・情報ビジネスコース」が用意されています。
- 2) 企業会計分野において高度な専門性と高潔な倫理観を持った人材を育成するために、「会計・税務コース」が用意されています。
- 3) スポーツ経営学や、スポーツ政策、レジャー産業等の基礎研究分野に関する知識基盤を構築し、その基礎的素養の上に、スポーツマーケティング、スポーツプランニング等の応用研究分野に関する専門的素養を持った人材を育成するために、「スポーツ経営コース」が用意されています。

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

4-2-②-A カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している

か。

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性が確保されるよう策定されている。

<経済学部>

経済学科及び公共政策学科のカリキュラム・ポリシーは、設定している5項目がそれぞれディプロマ・ポリシーの5項目に対応したものとなっており、一貫性を確保している。また、カリキュラム・ツリー及びカリキュラムマップを作成し、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連を明示している。

<経営学部>

本学部のカリキュラム・ポリシーは、各学科のディプロマ・ポリシーに基づいて策定しており、両者の一貫性を確保している。カリキュラム・ポリシーに基づき、経営分野、会計分野、情報分野、スポーツマネジメント分野、スポーツ科学・教育分野の専門科目を体系的に配置し、学生がディプロマ・ポリシーで求められる知識・技能、思考力・判断力、主体性等を段階的に修得できるよう教育課程を編成している。このように、教育課程の編成・実施と学位授与方針との整合性を図ることで、ディプロマ・ポリシーの達成を支える教育を実施している。

<看護学部>

カリキュラム・ポリシーは、「看護職が備えなければならない高い倫理観と健康問題を持つ人々に適した最新で高度な看護を引き出す専門的知識・技術・態度、他者を思いやり、他者の気持ちを感じ取り寄り添う豊かな人間力、コミュニケーション力、自己理解＝自己洞察、他者理解＝異文化への理解や多様性を受入れる姿勢、チーム医療を推進する力を養います」との編成方針を設定し、ディプロマ・ポリシーの内容と一貫性が確保されるようカリキュラム・ポリシー3項目を策定している。カリキュラム・ポリシーに従って設定している各科目と各ディプロマ・ポリシーの関連性については、カリキュラムマップを『学生要覧・履修の手引』に掲載して周知し、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを明示している。

<大学院経営学研究科>

本研究科では、「企業経営・情報ビジネスコース」「会計・税務コース」「スポーツ経営コース」の3コースを設置し、それぞれの専門分野に応じた授業科目及び演習科目を体系的に配置している。各コースでは「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」を中心に研究指導を行い、かつ総計32単位以上のうち所属コースの16単位以上の取得を修了要件とし、各専門分野に関連した科目の履修をカリキュラム・ポリシーの中心に置いている。修士論文の作成を通じてディプロマ・ポリシーに掲げる能力の修得を目指し、カリキュラム・ポリシーとの一貫性を確保している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

4-2-③-A カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

本学は、教育理念である「自主創造教育」（新たな価値をうむ）、「地域実践教育」（地域で学び、地域をつくる）、「キャリア形成教育」（キャリアを拓く）を踏まえつつ、「地域に有為の人材を養成する」という本学の社会的使命・教育目的を達成するため、カリキュラ

ム・ポリシーに沿った教育課程を体系的に編成している。

・基礎科目

経済学部・経営学部においては基礎教育科目の区分を統一し、専門科目を学ぶための礎として位置付けている。看護学部においては、教養科目の一部を経済学部・経営学部と合同開講とし、大学全体の教育理念に沿ったカリキュラム配置を意識している。

専門教育については、各学科のカリキュラム・ポリシーをもとに、各学科において最低限獲得すべき共通目標を明確にし、コアとなる科目を1年次から段階的に必修（又は選択必修）科目として設定することとしている。

・専門科目

<経済学部>

経済学部では、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。まず、両学科共通で、地域実践型アクティブ・ラーニングを推進するための科目群として「ALC コア」を設置し、さらに、2～4年次に演習を実施している。また、各学科においては、カリキュラム・ポリシーに基づき、専門科目の基礎的分野に関する科目群とコースを構成する科目群を設置している。経済学科は、経済学の基礎的分野に関する科目群として「経済理論・統計・政策」、2つのコースを構成する科目群として「情報とグローバル経済」及び「地域と環境共生」を設置している。一方、公共政策学科は、公共政策学の基礎的分野に関する科目群として「公共政策」、2つのコースを構成する科目群として「公共マネジメント」及び「社会福祉」を設置している。

<経営学部>

経営学部では、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成している。専門科目については、「経営分野」「会計・ファイナンス分野」「情報分野」「スポーツ分野」の4分野に区分し、各分野に「入門科目」「基幹科目」「発展科目」を段階的に配置することで、学生が基礎から応用へと計画的に学修を進められるようにしている。

また、これらの科目配置や履修の流れについては、「履修系統図」として『学生要覧・履修の手引』に掲載し、学生に周知している。

教育課程の実施に当たっては、各学科がカリキュラム・ポリシー及び履修系統図に基づき授業科目を開講し、体系的かつ順次性のある教育活動を展開している。

<看護学部>

看護学部では、看護学を体系的に学ぶためにカリキュラムを「教養科目」、「専門基礎科目」、「専門科目」、「発展科目」の4分野により構成している。カリキュラム・ポリシーに基づき、「教養科目」は、「思考の基礎と方法」、「自己・他者の理解」、「生活と社会」、「スポーツと健康」に区分し、人や人々の暮らす社会を多面的に捉えて多様性を理解する基礎的能力を育成する教育編成にしている。専門的な知識と技能を体系的に学び、知識をもって思考し実践に応用し、さらに思考を発展させることができるよう、「専門基礎科目」から「専門科目」「発展科目」へと学修段階に配慮した順序と内容で各科目を開講している。

看護学部のカリキュラム・ツリーでは、看護師資格・保健師資格の取得を目指し、学修目標を達成するために、各科目の関連性や年次配当を図示し、体系的な科目配置を視覚的に理解できるように作成し、『学生要覧・履修の手引』で周知するとともに入学時教育を行っている。

＜大学院経営学研究科＞

本研究科では、カリキュラム・ポリシーに基づき、体系的な教育課程を編成している。「企業経営・情報ビジネスコース」「会計・税務コース」「スポーツ経営コース」の3コースを設置し、それぞれの専門分野に応じた講義科目及び演習科目を配置している。教育課程の編成にあたっては、各コースの教育目的に沿って授業科目を開講するとともに、「演習Ⅰ」「演習Ⅱ」において指導教員による継続的な研究指導を行い、修士論文の作成に向けた指導を実施している。また、修了要件として、所属コースの16単位以上を含む32単位以上の修得を求めることで、各コースの専門性を中心とした横断的な教育課程を体系的に実施している。

4-2-③-B シラバスを適切に整備しているか。

シラバスの作成にあたっては、「シラバス作成ガイドライン」を定め、全教員へ周知し、シラバスの内容がガイドラインに沿って適正に作成されているかどうかを、教務委員会・学部長が分担してチェックを毎年行っている。不備がある場合は指摘し、修正を依頼している。シラバスはWeb上で自由に閲覧可能となっている。

4-2-③-C 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

本学ではCAP制を導入しており、学生が年次毎に適切な授業時間数を履修するため、『学生要覧・履修の手引』において、卒業要件に必要な履修登録の単位数に上限（経済学部・経営学部：各学期24単位、看護学部：年間48単位）を設けている。なお、教職課程科目等、資格取得に必要な科目の一部については、これらの上限に上乗せして履修を可能としている。

4-2-④ 教養教育の実施

4-2-④-A 教養教育を適切に実施しているか。

経済学部・経営学部では、全学的・全人的な基盤教育を担保するため、「基礎教育科目」として、基礎科目（10単位）、教養科目（12単位）、外国語（2単位）、体育（2単位）の計26単位を卒業要件として課し、体系的な教養教育を展開している。

1年次において、必修科目に「基礎演習（4単位）」、「情報リテラシーA」、「英語Ⅰ・Ⅱ」もしくは「中国語Ⅰ・Ⅱ」を置き、大学における能動的な学修姿勢の基礎となる学びを配置することで、初年次教育及び学修スキルの養成を図っている。

「教養科目」では、人文・社会・自然科学の広範な領域（「歴史学」、「政治学」、「社会学」、「生物学」、「哲学」等）にわたる選択科目を配置している。さらに、現代的・学際的課題に対応する「ジェンダー論」、「環境論」や、大学のある岐阜という地についての理解を深める「岐阜地域研究」を特色ある科目として展開しており、多様な視野の獲得と地域理解の醸成を図っている。

また、国際化への対応として「外国語」の2単位習得を課すほか、外国人留学生に対しては「日本語Ⅰ・Ⅱ」、「日本語コミュニケーションA・B」を外国語及び教養科目の卒業要件に柔軟に振り替える措置を講じ、多様な学生の学びを保障している。

看護学部では、豊かな人間性と高い倫理観を備えた看護職を育成するため、教育課程の基盤として「教養科目（総合人間科学）」を配置し、卒業要件として 25 単位以上（必修 15 単位、選択必修 2 単位、選択 8 単位以上）を課している。当該科目は以下の 3 つの区分から構成されている。

1) 思考の基礎と方法

看護学の国際化及びデータサイエンスへの対応を見据え、必修科目として「英語 A・B」、「医学・看護英語 I・II」による語学教育、及び「情報リテラシーA」、「医療情報統計学」、「医療情報統計学演習」による ICT・統計リテラシー教育を課している。また、「統計学」、「数学」を選択科目として配し、科学的根拠（EBN）に基づく看護実践の基盤を形成している。

2) 自己・他者の理解

看護職としての人間理解を深めるため、「人間関係論」及び「心理学」を選択必修（いずれか 1 科目・2 単位）として課している。さらに「倫理学」、「ジェンダー論」、「スタートアップ看護ゼミナール」を開講し、多様な価値観への寛容性と自己省察力を養っている。

3) 生活と社会と健康

患者を生活者・社会人として捉える視点を養うため、「社会と人権」「日本国憲法」「家族社会学」等の社会科学系科目に加え、地域社会への意識を高める「岐阜地域研究」「医療ボランティア論」、さらには「健康とスポーツ」「音楽療法入門」といった心身の健康とケアの多様性を学ぶ科目を幅広く選択肢として提供している。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

4-2-⑤-A アクティブ・ラーニングなど、教授方法を工夫しているか。

教授方法の工夫としては、主に 3 点である。

第一に、本学では、令和元（2019）年 4 月からの「スマートキャンパス構想」を機に、Microsoft365 の Teams を全学的に活用しており、科目・曜日時限毎にチームを作成し、チーム内でのクイズ出題や課題提示、授業資料の配布等に活用している。また、LMS (Learning Management System: 教員ポータル・学生ポータル) を活用し、キーワードを使った出席確認、授業資料の配布、クリッカーでのリアルタイムな反応を確認する等、活用されている。一方通行型でなく、双方向型の授業となるよう、都度理解度を確認しながら進めている。

第二に、本学では、地域実践教育の一環としてアクティブ・ラーニングを取り入れており、実際に駅前商店街やスポーツの現場等、学外の活動を通じた中から課題を発見し、その課題を解決するための方策を、授業内で検討し、現場へ再度フィードバックする活動を行っている。「マイスター倶楽部」、「自治体財政研究会」、「ソフトピア共同研究室」など、課外活動団体での実践的な活動が、学びと直結しているものもあれば、演習担当教員の指導の下、地域での学びをテーマごとに取り入れている演習もある。

また、演習での調査旅行に対して、交通費等の補助を行う制度も設けており、体験的活動を学びに取り入れることを後押ししている。

第三に、地域と連携したゲスト講師の招聘である。「ゲスト講師招聘に関する申し合わせ」のルールを定め、実務経験のあるゲストの方を招聘することで、通常の座学だけでは得られない、「現場の今」の話を聞くことができる。経済学部では、自治体の首長や県職員の方

を招聘し、公務員等を目指す学生が、行政の抱える課題を直接伺うことのできる科目や、地元企業の役職者の方を招聘したり、実際に現場で見学することで、新たな気づきを得ることができる科目を設けている。その他、専任教員においても実務経験のある教員については、その経験を授業に十分活かすことができるよう、シラバスに明記している。

4-2-⑤-B 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は、教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

語学については1クラスの上限を30人として、教育効果を上げられるようにしている。また、情報の実習を伴う授業では、20人以上の受講者数に対して専門スキルを持つTAを1人配置することで、受講生のサポートを行っている。さらに、グループワークを行う科目や、体育のような実技科目等、その特性に応じて上限の人数を定めている。

一部科目において、受講者数に偏りがある科目があることから、時間割配置の工夫やコマの分割等による対応を今後検討する。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

4-3-①-A 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

<経済学部>

経済学部では、シラバスにおいて、ディプロマ・ポリシーの5項目のどれに対応した学修成果をもたらすものとなっているかを、すべての科目について明示している。また、『学生要覧・履修の手引』には各学科のコース別履修モデルを掲載し、ディプロマ・ポリシーに基づいて段階的に身に付ける能力や育成する人材像、関連する職業例を明示している。

<経営学部>

本学部に関係するシラバスにおいては、各科目の到達目標と対応するディプロマ・ポリシーを明記し、学生が修得すべき知識・技能・思考力・判断力等の学修成果を示している。また、『学生要覧・履修の手引』には学科別の履修モデルを掲載し、ディプロマ・ポリシーに基づいて段階的に身に付ける能力や育成する人材像、関連する職業例を明示している。これらを通じて、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を学生に周知している。

<看護学部>

各科目のシラバスに、当該科目とディプロマ・ポリシーの関連性を示すため、授業の到達目標に該当するディプロマ・ポリシーを明記し、関連性を明示している。さらに、カリキュラムマップにはカリキュラム全体における当該科目のディプロマ・ポリシー並びに教

育目標達成に向けた位置づけを示している。各科目の学修を通じて、学生が身につけるべき能力は、卒業判定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）ループリックにおいて、各ディプロマ・ポリシーの段階的な修得目標を示している。これらの学修の成果について可視化する方法として、授業評価アンケートをはじめとした各種アンケートや、単位修得状況、就職状況等の指標によって学修成果を把握・評価している。実習科目ではループリックを用いた学生の自己評価や評価面談における他者評価を行い、到達度を把握し評価している。

4-3-①-B 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を把握・評価しているか。

（教務・学部）

本学における学生の学修状況の把握については、入学前教育の「GKU ラーニング」による基礎学力把握をはじめ、1・3年次対象のアセスメントテスト「PROG テスト」による汎用的能力の測定、学期ごとの各科目の成績評価や単位修得状況・GPAの集計、4年次の「卒業研究・卒業論文」の作成など、多様な測定方法が導入されている。学生はLMS（学生ポータル）のディプロマサプリメントから、これらの蓄積された学修状況や成長度合いを確認し、次に取り組むべき課題を見つけることができる。自身が在学中に取得した資格についても、ディプロマサプリメントに記録することで、4年間の積み重ねを把握することができる。

また、学生の意識調査としても「入学前アンケート」、「学修行動調査」、「授業評価アンケート」や、各学科から抽出した学生を対象に行っている「授業改善のための学生懇談会」などが、教務課やFD（ファカルティ・ディベロップメント）推進委員会等の各担当部署において毎年定期的実施されている。これらは、一部科目のクラス分けや授業改善、あるいは「成績懇談会」を通じた修学支援など、個別の目的において一定の活用が図られている。

学修成果の一つとして「就職・進路決定状況」を重要な指標と位置付け、毎年度、卒業生の就職状況を詳細に把握・分析している。

令和7（2025）年度卒業生（令和8（2026）年5月1日時点）の全学実就職率は97.8%（就職者315人／就職希望者316人）であり、前年度（96.4%）を1.4ポイント上回った。学科別では、経済学科100%、公共政策学科97.1%、経営情報学科95.5%、スポーツ経営学科98.5%、看護学科97.9%であり、全学科において高い水準を維持している。（表4-3-1参照）

表4-3-1 令和7（2025）年度卒業生 学科別実就職率（令和8（2026）年5月1日時点）

学科	卒業者数	就職者数	進学者数	実就職率	前年度比
経済学科	37人	36人	1人	100.0%	+4.1pt
公共政策学科	34人	33人	0人	97.1%	+3.6pt
経営情報学科	68人	64人	1人	95.5%	▲3.0pt
スポーツ経営学科	138人	135人	1人	98.5%	+1.6pt
看護学科	50人	47人	2人	97.9%	+2.3pt
全学合計	327人	315人	5人	97.8%	+1.4pt

内定率の月次推移については、年度当初から継続的に記録・管理しており、支援の効果測定と次年度計画の立案に活用している。令和 7（2025）年度卒業生の推移は表 4-3-2 のとおりであり、5 月末時点では全体 45.7%であったものが、その後着実に上昇し、4 月末には 97.8%に達した。

表 4-3-2 令和 7（2025）年度卒業生 内定率月次推移

5 月 末	6 月 末	7 月 末	8 月 末	9 月 末	10 月 末	11 月 末	12 月 末	1 月 末	2 月 末	3 月 末	4 月 末
45.7 %	53.7 %	74.4 %	77.2 %	82.7 %	84.8 %	89.0 %	91.4 %	92.9 %	95.4 %	96.9 %	97.8 %

本学では毎年度、卒業生に「卒業生キャリア支援アンケート」を実施している。令和 7（2025）年度は卒業生 317 人中 282 人から回答を得た（回答率 89.0%）。これは前年度（回答率 58.2%）から 30.8 ポイントの大幅な向上であり、改善効果が明確に現れている（表 4-3-3 参照）。

表 4-3-3 卒業生キャリア支援アンケート主要指標の推移

指標	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	変化
回答率	58.2%	89.0%	+30.8pt
キャリア支援課利用率	49.8%	76.6%	+26.8pt
利用者満足度（満足・やや満足計）	95.6%	100%	不満ゼロ達成

キャリア支援課の利用率は 76.6%（前年度比+26.8 ポイント）となり、4 人に 3 人以上の学生がキャリア支援課を活用したことが示された。また、複数回（2 回以上）の利用者が利用経験者全体の 71.3%を占めており、継続的な活用が定着している。

最も重要な指標として、キャリア支援課を利用した 216 人全員が「満足」又は「やや満足」と回答し、「不満」「やや不満」はゼロ件であった（前年度は 9 人が不満と回答）。この結果は、本学のキャリア支援サービスの質が高水準に達していることを示すとともに、個別対応の充実が学生の満足度向上に直結していることを裏付けている。

以上のように、本学では就職状況及び卒業時アンケートを主要な学修成果指標として体系的に把握・評価する仕組みを整備し、適切に運用している。

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

4-3-②-A 学修成果の把握・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

本学では、授業科目レベルにおける学修成果の把握・評価の結果を、教育内容・方法の改善へフィードバックする基盤的な仕組みを構築している。具体的には、毎年 9 月及び 3 月の各学期末において、全学的な「学生による授業評価（授業評価アンケート）」を実施し、受講生の満足度や理解度、要望等を定量的・定性的に把握している。

このアンケート結果は各担当教員にフィードバックされ、教員はそれを受けて「ティーチング・ポートフォリオ」を作成し、自らの授業運営に対する客観的な振り返りと、次年

度に向けた具体的な授業改善策の入力を義務付けている。また、これらのFD活動はFD推進委員会が所管し、全学的な授業改善のPDCAサイクルの一端を担っている。

就職状況調査及び卒業時満足度調査の結果をキャリア支援委員会に報告し、審議・評価を経たうえで次年度の教育内容・支援施策の改善に反映する体制を整えている。

具体的には、内定率の月次推移データを学科別・属性別に分析し、支援が手薄となっている時期や学生層を特定することで、ガイダンスの実施時期・内容・頻度の最適化を図っている。

卒業時アンケートで把握した「改善要望」については、翌年度の施策に具体的に反映している。令和7(2025)年度のジョブ・トラベルでは、前年度アンケートの「事前に企業を選択できるようにしてほしい」「対話時間をもっと確保してほしい」「多様な業種を増やしてほしい」等の要望を踏まえ、事前アンケートによる企業マッチングの検討、対話時間の確保、業種の多様化を今後の改善方向として明示した。

また、インターンシップ正課授業の受講者数が前年度8人から95人へと大幅増加した背景には、前年度の就職状況調査において「インターンシップ参加経験が就職活動の成否に与える影響が大きい」との分析結果を踏まえ、正課としての受講促進策を強化したことがある。

岐阜県内就職率については、岐阜県出身者の県内就職率が令和4(2022)年度71.4%から令和6(2024)年度63.3%へと低下傾向にあることが就職状況調査で明らかとなったため、低年次からの地元企業と連携したキャリア教育強化(ジョブシャドウイング、ジョブ・トラベルにおける地域企業割合の拡充)を重点施策として位置づけている。

卒業時アンケートの公務員試験受験者データについては、学科別の受験率・採用率の分析を行い、公共政策学科(採用率57.1%)やスポーツ経営学科(採用率66.7%)の好事例を他学科の支援改善に活かす取組を進めている。

以上のように、本学では就職状況調査・卒業時満足度調査の結果を定期的に把握・分析し、その知見をキャリア支援委員会での審議を経てキャリア教育の内容・方法・支援体制の改善に着実にフィードバックする仕組みを整備・運用している。

〔基準4の自己評価〕

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

各学部・研究科が、ディプロマ・ポリシーに基づいたカリキュラム・ポリシーを策定し、体系的な教育課程を展開している。特に、全学的なTeamsやポータル(LMS)の活用による双方向型授業の推進、及び商店街や自治体と連携した「地域実践型アクティブ・ラーニング」や実務家ゲスト講師の招聘は、本学の社会的使命を具現化する特色である。質保証の面では、授業回数の2/3以上の出席を単位認定の大前提とし、一定基準以下の学生への「警告」、「退学勧告制度」の導入により厳格な運用を行っている。4年次必修の演習では卒業論文の作成・発表会を課し(経済学部・経営学部)、看護学部では「卒業判定・学位授与に関する方針(ディプロマ・ポリシー) ルーブリック」を『学生要覧・履修の手引』に掲載して学位授与方針を明示している。さらに、学期末の授業評価アンケートと「ティーチング・ポートフォリオ」を連動させたPDCAサイクルが制度として定着し、教員のFD意識の向上と受講実態の的確な把握については成果を上げている。

キャリア支援の最大の特徴は、1 年次から始まる「対面・双方向」型の体験的キャリア教育体系にある。ジョブシャドウイング、ジョブ・トラベル、業界研究セミナー、インターンシップ等の取組は地域企業・商工会議所との密接な連携により運営されており、いずれも高い参加率と学生満足度を実現している。

支援体制面では、国家資格キャリアコンサルタント（うち技能士 2 人）保有者を含む 7 人のスタッフによる専門性の高い個別支援を提供しており、令和 7（2025）年度の卒業時アンケートでキャリア支援課利用者の満足度が 100%（不満者ゼロ）を達成した。また、UNIVAS AWARDS における「デュアルキャリア形成支援優秀取組賞（優秀賞）」の受賞は、本学の取組が全国的に評価されていることの証左である。

就職成果として、令和 7（2025）年度卒業生の全学実就職率 97.8%は過去最高水準であり、外国人留学生の日本国内就職率 100%も 2 年連続で達成した。平均初任給も全国平均・県内平均を上回るなど、就職の「量」のみならず「質」においても優れた成果を示している。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

教育課程の質保証を客観的に評価するための「アセスメント・ポリシー」が、平成 25（2013）年の策定以降、改正されていない点が課題である。そのため、アセスメントテストや各種調査などの多様な指標を導入しているものの、それらのデータが三つのポリシーに体系的には紐づいておらず、評価結果が教育内容やカリキュラムの抜本的改定へ組織的に十分にフィードバックされていない。また、教授法の工夫の点において、ティーチング・ポートフォリオに蓄積された改善策を、学科・学部、あるいは大学全体として集約・分析し、組織的 FD 研修へ昇華させる仕組みの構築や、一部科目における受講者数の偏りが課題となっている。

令和 7（2025）年度より大学 KPI（重要業績評価指標）のひとつとして「地元就職率 80%」を掲げているが、令和 7（2025）年度卒の地元就職率は 57.7%（168 人／291 人）にとどまり、目標との乖離は 22.3 ポイントに達している。5 ヶ年通算（21 卒～25 卒）の全エリア平均も約 60.9%であり、目標水準への到達には抜本的な取組の強化が必要である。

エリア別にみると、最大母集団である岐阜県（5 ヶ年平均 66.8%）は 2022 年度卒 72.7%をピークに 2025 年度卒 66.3%まで低下が続いており、経済・経営学部の地元就職率引上げが最優先課題である。愛知県（25 卒 52.5%）は 23 卒 69.2%から 2 年連続で急落しており、大企業志向による首都圏流出が課題となっている。滋賀県（25 卒 37.5%）は 21 卒 54.2%から一貫して低下しており、全エリアで最も深刻な下降トレンドを示している。

令和 8（2026）年度 KPI として「卒業後 3 年定着率 70%」を掲げているが、現状では卒業後 6 ヶ月時点のデータが部分的に取得されているにとどまり、1 年後・3 年後の定着状況は把握できていない。また、キャリア支援課において定着率算出の根拠となるデータ収集フローが整備されておらず、IR・経営意思決定への接続も未実現である。キャリア支援課独自の調査による就職エージェント経由入社者の調査では、東京都内の不動産・建設業等に就職した卒業生のうち 8 割が入社 6 ヶ月以内に退職しているケースが確認されており、就職先とのミスマッチが早期離職の一因となっている可能性が高い。卒業後も継続的な接点を維持する仕組み（OB ネットワーク・フォローアップ調査等）の構築が急務である。

卒業時アンケートの看護学部回答率(64.0%)が他学科と比較して低い点についても改善の余地がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

この課題を根本的に解決するため、本学では現在、学修成果の評価体系を「大学全体レベル」「学位プログラムレベル」「授業科目レベル」の3つの階層で整理し、各種調査・テストをポリシーに紐づけて体系化する「岐阜協立大学アセスメント・プラン(案)」の策定を進めている。

今後は、この「アセスメント・プラン」を速やかに整備し、またアセスメント・ポリシーの改正を図ることで、全学的な運用体制を確立する。これにより、学内に散在していたアセスメントテストや学修行動調査などのデータを統合的なエビデンスとして集約し、IR(Institutional Research)データとして分析することで、大学が定めた多様な尺度に基づき学修成果を科学的に把握・評価・改善する「教学マネジメントサイクル」の実質化を確実に推進する。

既存のキャリア教育プログラム(ジョブシャドウイング、ジョブ・トラベル、インターンシップ正課授業、よりみちキャリアカフェ、GKU パートナシップ企業制度等)を土台として、エリア戦略的視点から以下の施策を段階的に実施する。

地元企業との早期接点強化(1・2年生対象)：ジョブ・トラベル及びジョブシャドウイングの参加企業を岐阜県内に限定せず愛知・滋賀・北陸等の各出身エリア企業にも拡大し、入学直後から地元就職への動機形成を図る。GKU パートナシップ企業への登録促進と出身地別エリア特化型よりみちキャリアカフェの開催を併せて推進する。

GKU パートナシップ企業の地域分散・拡充：下降トレンドが著しい愛知県・滋賀県を重点エリアとして各エリアで年度内3社以上の新規認定を目指す。エリア別求人情報の可視化により、学生が地元の就職選択肢を比較しやすい環境を整備する。

インターンシップ報告会の活用：地元企業でインターンシップを経験した先輩学生のプレゼン枠を設け、1年生に地元就職の魅力と実態を早期から伝える。Uターン就職を希望する学生への個別面談では、国家資格キャリアコンサルタント(技能士2人含む7人体制)による専門的な情報提供・動機強化を行う。

2026年度KPI「卒業後3年定着率70%」の達成に向け、以下の3ステップのアクションプランを段階的に実施する。

Step1(在学中の関係構築/即着手)：4年次後期に卒後連絡同意カードを配布してLINE公式アカウントへの登録と定着調査参加への同意を取得する。在学中に確実に同意を得ることが卒後追跡の前提となるため、最優先で実施する。

Step2(3点観測フォロー)：卒業後6ヵ月・1年・3年の3時点において「在職継続の有無」「職種・業種ギャップの有無」「現職への満足度」等を核とした3問程度のシンプルなLINE+Formsによるフォローアップ調査を実施し、KPI算出の根拠データを蓄積する。取得データはスプレッドシートで自動集計し、IR推進委員会・経営会議への定期報告に活用する。

Step3(OBネットワーク資産化)：GKU パートナシップ企業の人事担当者を通じた卒業生の定着・活躍状況の定期ヒアリングを実施するとともに、キャリア形成授業等の正課授

業に OB を登壇者として招聘する仕組みを整備する。地域で活躍するロールモデルを在学生に可視化することで地元就職・定着意向の醸成にも波及させる。

なお、看護学部については、卒業時アンケートの実施方法（実施時期・方法）の改善を検討し、回答率の向上を図る。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1-①の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-①-A 学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築し、必要な規則を整備

教育や研究等の教学面については、大学協議会で審議を行っている。大学協議会の構成員は学長の他、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、キャリア支援部長、事務局長である。経営学部長が大学院研究科長を兼務し、各部門の責任者が網羅的に参加している。そのため、調整機関としても機能している。例えば、教務部長が大学協議会の要請を受け、教学改善案について、教務委員会を招集し検討、大学協議会審議を経て、大学協議会案となる場合もあり、政策立案機能もある。現在、大学協議会が隔週 1 回開催されている。

学長は、法人・経営に関わる理事会、経営会議、経営委員会、教学に関わる大学協議会、すべてに出席する。理事会及びその付託に係る会議は、理事長（経営委員会は副理事長）が議長であるが、学長は教学の最高責任者として、教育の改善や研究の向上に関わることを大学経営に反映させている。

5-1-②-A 大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

大学の事務組織は、理事長又は学長の統括のもとに、相互の連携を密にし、一体となって事務機能の発揮と事務内容の向上に努めることを運営の原則としている。

前述のように、学長は岐阜協立大学学長選考規程に基づき、本学専任職員の意向投票の結果を基礎として、経営会議が設けた学長選考委員会により選考された学長予定者について、理事会の議を経て理事長が決定する。また学長を助け、命を受けて校務を司る役割を副学長が担うことを「岐阜協立大学副学長に関する規程」で定めており、学長の大学運営を支えている。

事務組織は、「学校法人大垣総合学園事務組織規程」に定められており、大学事務局には総務企画課、入試広報課、教務課、学生課、キャリア支援課及び図書館事務室が配置され、教学部門である学生支援部に教務部長、学生部長、キャリア支援部長を置き、各種委員会を組織している。各課長は、事務局長・各部長の命を受け、その主管業務を処理するとともに、各種委員会に委員として参画し、事務組織と教学組織の連携に努めている。

法人事務局には理事長室、経営企画室、スポーツ文化振興室が配置され、各課（室）長

は、法人事務局長の命を受け、その主管業務を処理している。

5-1-②-B 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

大学の意思決定に関しては、内部統制の充実を目的に、「岐阜協立大学学則」において学長と教授会の関係を明確にして教学関係における学務の最終的な決定権が学長にあることを担保した。さらに、学長を補佐する副学長と各学部の責任者である学部長は、経営委員会、経営会議及び大学協議会の構成員であり、法人と教学との相互理解を担う役割を果たしている。

また、大学全体の教育研究の運営組織として大学協議会が組織されているが、大学の各学部には教授会、大学院経営学研究科には研究科委員会が設置されている。

5-1-③-A 教育研究活動のための管理運営の遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

本学の運営を推進するため、学長が長となる委員会として、大学協議会、全学教育改革推進会議、自己評価委員会、研究推進委員会、防災会議、SD 推進委員会、学会がある。副学長直轄の委員会として、学募広報委員会、入試委員会、研究助成運営委員会、地域連携推進センター、また学長が副学長に委嘱して運営する IR 推進委員会、キャンパス整備委員会がある。さらに教務部長を中心とした教務部の委員会として、教務委員会、FD（ファカルティ・ディベロップメント）推進委員会、学生支援部会議、PAC 連絡会がある。それぞれの委員会は委員会規程に則して大学の教育や運営に関する内容を協議し、より改善・向上するように努めている。特に教務部長が直轄している学生支援部会議は教務部、学生部、キャリア支援部という教学に寄与する部門が総合的に関わる会議であり、学生に直接接する 3 部門において学生教育や学生指導を組織的に行い課題について協議する体制ができています。これらの委員会の部長は教授又は准教授が務め、さらに各学科から選出された教員や、事務職員がメンバーとしてバランスよく配置され、教職協働の体制を構築している。

職員は、専任職員 38 人、委託職員 4 人、臨時雇用者（パートタイマー・アルバイト等）33 人の計 75 人で構成されている。それぞれの部署には業務内容、業務量に応じて適切な人員を配置している。企画立案や学生相談業務などは専任職員に、定型的な業務は臨時職員に割り振り、業務内容に応じて効率的に事務を行うよう務めている。

5-1-③-B 職員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

大学の使命・目的を達成するため、事務職員の組織・体制を構築し、「学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）職員規則」及び「事務職員採用に関する手続内規」により採用手順が定められている。

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

5-2-①-A 設置基準上必要な教員を確保し、適切に配置しているか。

本学学部の専任教員数は 67 人、そのうち教授数は 36 人であり、大学設置基準で定める必要専任教員数は満たしている。

また、大学院担当教員は、経営学部の専任教員が兼務しており、研究指導教員数は 11 人、そのうち教授数は 9 人であり、大学院設置基準で定める基準を満たしている。

5-2-①-B 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用・昇任は全学部共通の基準によって行い、主要授業科目・「基礎演習」・「演習Ⅰ～Ⅲ」を専任教員が担当できるように教員の確保・配置に努めている。

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-①-A 教育内容や方法を改善するための研修・研究を教職協働で組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

全学的には FD を始めとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発に向けては、FD（ファカルティ・ディベロップメント）推進委員会規程に基づき、委員長（教務部長が兼務）のもとで、毎年、経験交流、研修会、講演会等を実施し、教育方法の改善に取り組んでいる。FD 委員会を通じて全学的に実施されているものは以下の 2 点である。

●FD 研修会の実施

FD 研修会については、令和 7（2025）年度は以下のとおり実施した。

①外部講師による「PROG テストの活用」

PROG テストの結果分析、学年ごとの傾向や成長分析の考察、今後の活用について

②外部講師による「コンプライアンス研修」（短大と合同及び SD 研修と合同開催）

③キャリア支援部長及びキャリア支援課長による「岐阜協立大学のキャリア支援の改革について」（経済学部・経営学部 FD 及び SD 研修との合同開催）

上記の研修会を通じ、本学の学生の状況に即した教育内容・方法を工夫・開発していくための知識及び情報の共有を図った。なお、当日欠席となる場合でも録画動画を後日視聴できるようにし、必ず全員が研修会で実施された内容を共有できるよう、組織的に取り組んだ（なお、各学部においても教授会のほか、学科会議、担当者会議（科目担当者会議、基礎演習担当者会議等）において、カリキュラム及び教授方法に関する経験交流と教育方法の改善を随時進めている）。

●授業アンケート及び自己評価及び顕彰の実施

毎年、各授業の期末に語学・実技・演習を含む全ての科目において学生向け授業アンケートを実施し、アンケート結果に基づき各教員が自己評価を実施し授業改善に取り組んでいる。各教員の自己評価については「教育自己評価」として学内のみで閲覧可能な Web サイトで公開している。

さらに、授業アンケートの集計結果をもとに、受講者数・講義・演習・実技等の授業形式の相違を考慮した 6 部門において授業満足度の高い教員を「学生授業評価賞」として顕彰する制度を設け表彰している。

5-3-②-A 職員の資質・能力向上のための研修などを組織的・計画的に実施し、見直しを行っているか。

SD 推進委員会のもと、学内での研修、学外研修会への派遣を積極的に行っている。学内での研修は、岐阜協立大学のみを対象としたものと、岐阜協立大学と大垣女子短期大学共催のものがあり、令和 7（2025）年度は、それぞれ次のとおり実施した。

第 1 回

日 時：令和 7（2025）年 6 月 18 日（水）14 時 50 分～16 時 20 分

会 場：第 8 会議室（2 号館 3 階）及び Zoom オンライン

テーマ：PROG テスト教育活用について

講 師：米田 光明 氏（株式会社リアセック）

内 容：①令和 7（2025）年 4 月に実施した PROG テスト結果の説明

②1 年生の各学部・学科における特徴、強み及び課題の確認

③全国基準集団との比較による本学学生の傾向把握

④2024 年度 3 月卒業の 4 年生における成長変化の特徴の確認

⑤学生の能力向上に向けた今後の取組、PROG データの見方及び学生面談での活用方法についての事例紹介

第 2 回

日 時：令和 7（2025）年 7 月 9 日（水）14 時 50 分～16 時 20 分

方 式：ハイブリッド方式

会 場：第 8 会議室（2 号館 3 階）及び Teams 会議

内 容：①学園の決算及び現状について

②あるべき姿に向けた取組について

③令和 6（2024）年度（令和 7（2025）年 3 月卒）就職状況について

第 3 回

日 時：令和 7（2025）年 9 月 4 日（木）13 時 30 分～16 時 30 分

方 式：ハイブリッド方式

テーマ：ハラスメント予防研修

会 場：2203 教室（2 号館 2 階）及び Teams 会議、オンデマンド

講 師：新川 紗世 氏（株式会社ビズアップ総研）

共 催：大垣女子短期大学

対象者：岐阜協立大学全教職員

内 容：①大学を取り巻くハラスメント

- ②立場の違いから見るハラスメント
- ③コミュニケーションの構造理解
- ④傷つけないコミュニケーション
- ⑤アクション宣言

第4回

日 時：令和7（2025）年9月12日（金）13時00分～14時00分

方 式：オンライン方式（Teams 会議）

テーマ：コンプライアンス研修

講 師：北島 隆 氏（社会保険労務士法人アコール）

共 催：大垣女子短期大学

対象者：岐阜協立大学全教職員

- 内 容：①コンプライアンスに関する基本的な理解
- ②法令遵守に関する意識の向上
 - ③労働法、個人情報保護法、独占禁止法、著作権法等に関するリーガルリスクの確認
 - ④教職員が組織の一員として遵守すべきルールの確認
 - ⑤法令違反が組織全体の責任につながる可能性についての理解

第5回

日 時：令和8（2026）年2月6日（金）9時30分～10時45分

会 場：北方キャンパス

テーマ：岐阜協立大学のキャリア支援の改革について

対象者：経済学部・経営学部の専任教員、専任職員及びスポーツ指導職員（専門員を含む）

- 内 容：①本学におけるキャリア支援の現状確認
- ②キャリア支援体制の改革に関する方針の共有
 - ③学生の進路支援及び就職支援に関する課題の確認
 - ④経済学部・経営学部の教員、事務職員、スポーツ指導職員との連携の必要性の共有
 - ⑤学生のキャリア形成支援を充実させるための今後の取組についての確認

これらの研修を通じて、教職員が学生の学修成果、大学運営の現状、進路状況、法令遵守、学生支援のあり方について共通理解を深め、教育活動及び大学運営の改善に向けた資質・能力の向上を図っている。また、対面、オンライン、ハイブリッド方式、オンデマンド視聴等を活用し、教職員が研修に参加しやすい体制を整えとともに、参加状況を確認することで、組織的・計画的な研修実施に努めている。

また、事務職員が自ら職員としての資質の向上に資することができるよう、毎年2万円を事務職員等研修費として使用できる制度を平成6（1994）年度から設けている。

5-4. 研究支援

- ①研究環境の整備と適切な管理運営
- ②研究倫理の確立と厳正な運用
- ③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-①-A「快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。」

研究の推進・充実に目的とする組織として、図書館長を委員長とする研究推進委員会及び研究助成運営委員会を設置しており、研究推進委員会では研究支援体制の整備に関する事項、学内研究費の運用及び整備に関する事項、研究倫理及び研究マネジメントに関する事項、公正な研究活動及び研究費の適正使用に関する事項、研究成果の公表及び評価に関する事項などを取り扱っている。また、研究助成委員会では研究著書の計画的出版の促進及び出版助成申請の調整、共同研究助成の諾否及び助成額等の審査に関する事項などを取り扱っている。なお、研究倫理に関する事項に関しては、実際には研究倫理委員会が担っている。

専任教員には講義並びに研究活動のために個別に研究室を割り当て、備品を整備している。大学院生には、共同利用の研究室を用意し、研究活動ができるようにしている。専任教員（助手を含む）には、教員研究費使用規程に基づき、それぞれ職位により 10～30 万円の教員研究費を配分し、個人研究をサポートしている。令和 7（2025）年度の教員研究費の執行率は 77.5%であった。

教育・研究用の情報データベースとしては、「日経バリューサーチ」、「日経テレコン」、「Business Source Elite」、「官報情報検索サービス」、「医中誌 Web」、「メディカルオンライン」などが図書館に用意され、教育・研究に活用されている。

研究支援の事務は、図書館研究支援室が担当し、その業務内容の主なものは、外部資金の導入促進に関する事項、研究支援体制の整備に関する事項、学内の研究費の予算執行ならびに管理、外部資金（科学研究費助成事業、受託研究など）の申請ならびに管理、各種研究費の配分機関や助成団体からの助成についての情報提供など研究全般に関するものとなっている。

5-4-②-A「研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。」

研究倫理指針の適正な運用を促進するとともに、研究倫理に関する事項について審議、調査、検討するため、図書館長（研究推進委員長）を委員長とする研究倫理委員会を設置している。具体的には、研究倫理指針の運用や解釈に関する事項、研究倫理指針と照らし合わせ審査及び承認を求めたいと申出があった場合の研究計画の審査、その他研究倫理に関する事項の審議を行っている。

研究倫理については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に沿い、「岐阜協立大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」を制定し、これと別に「岐阜協立大学における研究者の行動規範」を掲げている。

また、専任教員全員に研究倫理に関する e ラーニングの履修を義務付け、公正な研究を推進するための取り組みを行っている。新任教員にもその履修を義務付け、令和 7（2025）年度の専任教員の履修状況は 100%となっている。

大学院生には日本学術振興会「科学の健全な発展のために」の内容について担当教員から指導を行い、学部生には本学の「研究倫理リーフレット」を用いて担当教員から指導を行っている。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定」に基づき、「岐阜協立大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」を設け、コンプライアンス意識の向上と公的研究費の適正な運用を図っている。

さらに、研究倫理審査に関しては、平成 31（2019）年度設置の看護学部において、国の定める「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 29 年 5 月改正）に則り、別途「岐阜協立大学看護学部研究倫理基準」ならびに「人対象研究の審査に関する内規」を設け、実際の研究活動上、審査が必要な場合は、これを行うこととした。その後、令和 5 年に「岐阜協立大学研究倫理委員会規程」及び「岐阜協立大学研究倫理指針」を策定し、全学部及び大学院において研究倫理に関する審査を行っている。

5-4-③-A「研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant) などの人的支援を行っているか。」

5-4-③-B「研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。」

一律で配分される教員研究費とは別に、本学では以下の各種研究活動に対する助成制度を設けている。

一つ目は、3 人以上の研究者が共同で行う研究に対して研究費を助成する「共同研究助成制度」であり、令和 7（2025）年度の実績はなかった。二つ目は国内・国外留学制度であり、令和 7（2025）年度は留学の実績はなかった。三つ目は自著出版に対する助成としての「研究著書出版助成制度」であり、令和 7（2025）年度は 1 件であった。四つ目は学会を本学で開催する場合の補助として「学会主幹校助成制度」であり、令和 7（2025）年度の実績はなかった。

さらに、科学研究費助成事業に採択された者に、科学研究費助成事業の開始年度に 1 人につき 10 万円研究費の増額を行っている。令和 7（2025）年度の対象者（令和 7（2025）年度開始）はなかった。また、令和 7（2025）年度の科学研究費助成事業の継続者は、研究代表者 4 人、研究分担者 3 人となっている。

なお、成果が出ている取組、特色ある取組としては、大学のある大垣市の課題に自治体と協働で取り組んでいる「矢道ハリヨ調査」が挙げられる。

また、評価で発見された課題としては、「共同研究助成制度」など各種研究助成制度の実績が無いものがあること、科学研究費の採択者が少数であることである。今後、各種研究助成制度に関しては、メールでの配信とともに教授会での周知を行う。科学研究費においては、科研費申請に対するインセンティブの在り方を検討する。

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

基準 5 において成果が出ている取組としては、教員配置の適正化、FD・SD の組織的实施、研究支援体制の整備が挙げられる。教員配置では、専任教員数 78 人、うち教授 45 人を確

保し、大学院においても研究指導教員数 11 人、うち教授 9 人を配置しており、大学及び大学院の設置基準を満たしている。FD では、PROG テストの活用、コンプライアンス、キャリア支援改革等をテーマとする研修を実施し、授業アンケート、教育自己評価、学生授業評価賞の仕組みを通じて教育改善を継続している。SD でも対面・オンライン・ハイブリッド方式を取り入れ、参加しやすい体制を整えている。研究面では、研究推進委員会、研究助成運営委員会、研究倫理委員会、研究支援室による支援体制を整備しており、自治体と協働する「矢道ハリヨ調査」は地域連携を生かした特色ある取組である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

基準 5 に関して把握された課題としては、研究助成制度や外部資金獲得に関する実績に偏りがみられる点が挙げられる。研究環境や研究倫理体制は整備され、教員研究費も配分されているが、令和 7 (2025) 年度は「共同研究助成制度」「国内・国外留学制度」「学会主幹校助成制度」に実績がなかった。また、科学研究費助成事業については継続者はいるものの、新規採択に伴う研究費増額の対象者はおらず、採択者数が少数であることが課題である。制度そのものは整っている一方で、活用の広がりや外部資金導入の面では十分な成果に結び付いていない。今後は、制度周知の在り方や申請支援の強化を通じて、研究活動の一層の活性化を図る必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

課題への対応として、まず各種研究助成制度の周知強化を進めている。具体的には、メール配信に加え、教授会でも継続的に制度内容を周知し、教員が申請機会を把握しやすい環境を整える予定である。特に実績のなかった共同研究助成制度、留学制度、学会主幹校助成制度については、これらに研究著書出版助成制度を合わせた電子パンフレットを作成し全教員に配信するなど活用促進に向けた丁寧な情報提供を行う。科学研究費助成事業については、科研費申請に対するインセンティブの在り方を検討する方針である。あわせて、研究支援室による外部資金情報の提供、FD・SD による知識共有、研究倫理 e ラーニングの確実な履修など、既存の支援体制の実効性を高めていく。これらを通じて、研究助成制度の活用拡大と外部資金獲得力の向上を目指す。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本法人の経営に関しては、「学校法人大垣総合学園寄附行為」（以下「寄附行為」という）及び「学校法人大垣総合学園理事会業務委任規則」を基本とし、管理運営が行われている。

また、寄附行為により、理事、監事及び評議員は適正な手続きによって選任され、法人の目的を十分理解し、その任にあたっている。

法人及び大学の業務執行については、「学校法人大垣総合学園組織規程」、「学校法人大垣総合学園教員組織規程」、「学校法人大垣総合学園事務組織規程」、「学校法人大垣総合学園業務分掌規程」、「学校法人大垣総合学園専決基準規程」等により、教職員の職務内容、職位・職制に応じた責務、職務権限及び責任の所在を明確にしている。また、「学校法人大垣総合学園職員規則」及び「学校法人大垣総合学園（岐阜協立大学）職員規則」により、教職員の職務の原則及び遵守すべき事項を規定している。

組織倫理及び法令遵守に関しては、「学校法人大垣総合学園個人情報保護規程」、「学校法人大垣総合学園公益通報等規程」、「岐阜協立大学ハラスメント防止等に関するガイドライン」、「岐阜協立大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」、「岐阜協立大学における研究者の行動規範」等に基づき、個人情報保護、公益通報、ハラスメント防止、研究倫理及び研究不正防止に係る体制を整備している。

内部統制機能に係る管理運営体制については、令和 7（2025）年 3 月 25 日開催の理事会において、「学校法人大垣総合学園内部統制システム整備の基本方針」を策定している。同基本方針では、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制及び監査環境の整備を基本的な柱として定めている。

さらに本法人では、令和 7（2025）年 4 月の私立学校法改正に合わせ、理事、評議員、監事及び会計監査人の選任・解任手続、理事と評議員の兼職解消、理事会・評議員会・監事・会計監査人の役割分担を明確化するため、寄附行為の改正を行った。法人の重要事項については、経営委員会及び経営会議における協議を経て、理事会及び評議員会に上程する体制を整えており、監事による確認も行われている。

これらの基本方針、規程及び運営体制により、意思決定、業務執行、職務権限、責任の所在、情報管理、公益通報、監査及び相互チェックの仕組みを整備しており、法人業務の適正性及び意思決定の透明性を確保する内部統制の機能を有する管理運営体制を構築している。

大学の自主的な行動規範である「ガバナンス・コード」を定め、大学運営の公共性、透明性、説明責任を踏まえたガバナンスの維持に努めている。あわせて、「学校法人大垣総合学園寄附行為」、「学校法人大垣総合学園役員の報酬等に関する支給基準規則」及び「学校法人大垣総合学園情報公開規程」に基づき、「学校教育法施行規則」第 172 条の 2 に指定される 10 項目、「教育職員免許法規則」第 22 条の 6 で指定されている項目について、大学ホームページにおいて公表している。財務情報についても大学ホームページで公表するとともに、書類を事務所に備え置き閲覧に供している。

以上のとおり、本法人は寄附行為及び各種規則等に基づき、法令遵守、情報公開、組織倫理、公益通報、個人情報保護、ハラスメント防止及び研究倫理等に係る体制を整備し、経営の規律と誠実性の維持に努めている。

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全への配慮については、省エネルギー対策の一環として、教職員によるクールビズの取組を実施している。また、講義室、研究室、事務室における空調温度の適正管理、

常時人がいない場所への人感センサーの導入、校舎蛍光灯、体育館水銀灯及びグラウンド水銀灯のLED化を進め、全学的な省エネルギーに取り組んでいる。

学内から排出されるゴミについては、ペットボトル、缶、燃えるゴミ等の分別ゴミ箱を設置し、分別を徹底している。また、事務室、研究室等から排出される新聞、雑誌、紙類についても分別を行い、リサイクルを促進している。さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の取組の一環として、学内売店や自動販売機で販売されるペットボトル飲料の削減を図るため、入学時に炭酸水対応水筒を配付している。あわせて、学内には地下水を活用した炭酸水サーバーを設置し、学生及び教職員が日常的に利用できる環境を整備している。これにより、学生及び教職員が無理なく環境負荷の低減に参加できる仕組みを構築している。

人権への配慮については、「学校法人大垣総合学園個人情報保護規程」に基づき、学生、保護者、教職員その他関係者の個人情報適切に管理している。また、ハラスメント防止については、「岐阜協立大学ハラスメント防止等に関するガイドライン」、「セクシュアル・ハラスメントに係る職員の懲戒処分の指針」、「岐阜協立大学ハラスメント防止・対策委員会規程」及び「ハラスメント相談窓口、調査・調整小委員会規程」に基づき、相談窓口及び対応体制を整備している。また、研究活動における人権及び倫理への配慮については、「岐阜協立大学における研究活動の不正行為の防止に関する規程」及び「岐阜協立大学における研究者の行動規範」等に基づき、研究者として遵守すべき事項を定めている。これにより、教育研究活動の公正性を確保するとともに、研究対象者及び関係者の権利保護に努めている。

安全への配慮については、「防災組織規程」、「岐阜協立大学防災マニュアル」、「岐阜協立大学危機管理規程」及び「学校法人大垣総合学園衛生委員会規程」に基づき、学生及び教職員の安全確保に向けた体制を整備している。災害、事故、感染症その他の危機事象が発生した場合には、関係規程及びマニュアルに基づき、迅速かつ適切に対応することとしている。

また、衛生委員会等を通じて、教職員の労働安全衛生に係る状況を把握し、職場環境の維持・改善に努めている。学生の学修環境、教職員の勤務環境の双方に配慮し、安全で安心して教育研究活動を行うことができる環境整備を進めている。

以上のとおり、本学は、環境保全、人権、安全への配慮について、関係規程及び学内体制を整備し、教育研究活動を支える基盤として適切に対応している。

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人の最高意思決定機関である理事会は、「学校法人大垣総合学園寄附行為」及び「学校法人大垣総合学園理事会業務委任規則」に基づき、通常年4回開催している。令和7(2025)

年 5 月（令和 8（2026）年からは 6 月）には事業報告及び決算に関する案件、10 月には次年度の予算編成方針に関する案件、12 月には補正予算に関する案件、3 月には次年度事業計画及び予算に関する案件を審議している。また、評議員会に諮る議事の承認を含め臨時案件が生じた場合には、その都度臨時理事会を開催し、法人運営及び設置校の運営に関する重要事項について適時に審議・決定している。

本法人では、令和 7（2025）年 4 月の私立学校法改正に合わせ、寄附行為の改正を行い、理事、評議員、監事及び会計監査人の選任・解任手続並びにそれぞれの役割を明確化した。このうち、理事の選任については、寄附行為に理事会を選任機関と定め、理事選任時には評議員会の意見を聴くことを明文化している。また、理事と評議員の兼職を解消することで、理事会と評議員会の役割分担を明確にしている。これにより、理事会を中心とした意思決定体制を維持しつつ、評議員会、監事及び会計監査人による相互チェック機能を確保し、法人運営の透明性及び適正性の向上を図っている。

理事会は、法人の経営及び各設置校の運営に関する重要事項について審議・決定するとともに、理事の職務執行を監督している。また、理事会及び評議員会に監事が出席し、法人の業務、財産の状況及び理事の職務執行の状況について意見を述べている。

理事会の構成員は、学内関係者に加え、自治体関係者及び民間企業経営者が含まれており、地域行政、地域社会、企業経営等の視点を踏まえた審議が可能な体制となっている。本学の社会的使命である「知を創り、地に資する」及び教育目的である「地域に有為の人材を養成する」を実現するうえで、地域の実情や社会の変化を法人運営に反映できる体制である。

また、法人運営の一層の円滑化を図るため、理事会の下に理事長及び常勤理事を中心とした経営会議を設置し、原則毎月 1 回開催している。経営会議では、法人全体の事業計画、財政状況、各設置校の運営状況、理事会への上程事項等について協議しており、理事会における意思決定が円滑に行われるよう調整機能を果たしている。

さらに、大学の教育研究活動、学生募集、就職支援、地域連携、財務状況等については、学長及び法人執行部から理事会に報告され、理事会が教学及び経営の両面から本学の現状と課題を把握できる体制としている。これにより、理事会は、本学の使命・目的の達成に向け、法人全体の視点から必要な意思決定を行っている。

以上のように、本法人では、使命・目的の達成に向けた意思決定の体制として、寄附行為及び関係規程に基づく理事会を中心とした管理運営体制を整備している。また、経営会議による事前協議、監事の出席によるチェック機能、地域及び企業経営の視点を有する理事会構成により、適切かつ機能的な意思決定が行われている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

理事会は、設置校の建学の精神、社会的使命及び教育目的を踏まえ、法人及び大学の中期計画、年度ごとの事業計画及び予算を審議・決定している。また、事業報告及び決算を通じて、当該年度の取組状況、成果及び課題を確認し、次年度以降の事業計画及び予算編成に反映することにより、使命・目的の達成に向けた継続的な改善に努めている。

本法人は、平成 29（2017）年 4 月に旧学校法人岐阜経済大学と旧学校法人大垣女子短期大学が合併して設立された法人であり、現在は岐阜協立大学及び大垣女子短期大学を設置

している。合併後は、大学及び短期大学の両設置校の状況を踏まえながら、法人全体としての持続可能な運営を図っている。また、合併時に旧法人の理事・評議員関係者によるサポート組織を発足させ、現法人の理事会及び評議員会の審議内容を共有するなど、法人運営を支援する体制を整えている。

理事会は、法人全体の視点から、大学及び短期大学それぞれの特色を活かした教育研究活動の充実に努めている。本学においては、地域に有為の人材を養成する大学として、教育研究活動、学生支援、就職支援、地域連携、学生募集等を推進しており、理事会は、学長及び法人執行部からこれらの取組状況について報告を受け、方針決定を行っている。

また、理事会は、18歳人口の減少、地域社会の人材需要、大学間競争の激化、財務状況等を踏まえ、本学が地域に必要とされる高等教育機関として持続的に役割を果たすことができるよう、法人全体の経営方針、教育研究組織、学生募集、財務運営等について継続的に検討している。

さらに、本法人では、理事会の下に経営会議を設置し、法人全体の事業計画、財政状況、各設置校の運営状況、理事会への上程事項等について協議している。これにより、日常的な法人運営上の課題を整理し、理事会における意思決定に反映する体制を整えている。本学では、自己点検・評価を通じて教育研究活動及び管理運営の状況を確認し、改善に取り組んでいる。理事会は、自己点検・評価、認証評価、事業計画、事業報告、予算及び決算等を通じて、本学の現状と課題を把握し、使命・目的の達成に向けた取組を継続的に確認している。

以上のとおり、理事会は、設置校の建学の精神、社会的使命及び教育目的を踏まえ、中期計画、事業計画、予算、決算、自己点検・評価等を通じて、使命・目的の達成に向けた継続的努力を行っている。

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

本法人の管理運営機関として、法人には理事会、評議員会、経営会議及び経営委員会が設置され、大学には大学協議会、教授会及び各種委員会が設置されている。法人の最高意思決定機関である理事会は、理事長がリーダーシップを発揮できる体制が整備されており、法人の経営及び各設置校の運営に関する重要事項を審議・決定している。また、理事会と評議員会は、「学校法人大垣総合学園寄附行為」に基づき、それぞれの役割を踏まえて運営されており、理事会で承認された事項について評議員会で報告を行うなど、相互に情報共有を図っている。

法人の重要事項については、経営委員会及び経営会議における協議を経て、理事会及び評議員会に上程する体制としている。経営委員会は、副理事長及び学長の理事に加え、副

学長、学部長、事務局長、事務部長、学務部長を構成員としており、教学及び事務局の意見を経営ラインに反映させる仕組みを有している。

また、経営会議は、経営委員会の構成員に理事長を加えた体制で運営しており、法人及び大学の重要事項について協議している。経営委員会及び経営会議で整理された事項は、必要に応じて理事会及び評議員会に上程される。これにより、教学現場及び事務局の課題を法人の意思決定過程に反映する体制を整えている。

また、大学における運営組織として、大学協議会が設置され、各学部教授会、大学院研究科委員会、各種委員会等における協議を通じて必要に応じて経営委員会へ共有している。

これにより、教職員からの意見や教学上の課題をくみ上げ、大学運営及び法人運営に反映する仕組みを整備している。

法人と大学の意思疎通については、副理事長及び学長が理事会、経営会議又は経営委員会において、教育研究活動、学生募集、就職支援、地域連携、財務状況等について報告することにより、教学と経営の情報共有を図っている。また、法人事務局及び大学事務局が連携し、予算編成、事業計画、決算、規程整備、施設設備、人事、学生募集等の課題について調整を行っている。

さらに、法人及び大学の管理運営については、「学校法人大垣総合学園寄附行為」、「学校法人大垣総合学園理事会業務委任規則」、「学校法人大垣総合学園経営会議規則」、「学校法人大垣総合学園組織規則」、「学校法人大垣総合学園業務分掌規則」、「学校法人大垣総合学園専決基準規程」等に基づき、意思決定、業務執行、職務権限及び責任の所在を明確にしている。

以上のとおり、本法人では、理事会を最高意思決定機関としつつ、評議員会との情報共有を図り、経営委員会及び経営会議を通じて教学及び事務局の意見を経営ラインに反映させている。また、大学協議会、教授会、各種委員会等を通じて教職員の意見や教学上の課題をくみ上げる仕組みを整備しており、法人の意思決定は円滑に行われている。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

本法人では、「学校法人大垣総合学園寄附行為」に基づき、評議員会及び監事を置き、法人運営における相互チェック機能を確保している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づき開催され、法人運営上の重要事項について、理事会に対する意見聴取、報告受領、法令及び寄附行為に定める事項の決議を通じて、法人運営に対するチェック機能を果たしている。事業計画、予算、事業報告、決算、寄附行為の変更、役員等の選任に関する事項などについて、理事会と評議員会の間で情報共有を図りながら、適切に運営している。

また、令和7（2025）年4月の私立学校法改正に合わせ、本法人では寄附行為の改正を行い、評議員の選任及び解任について、評議員会の決議により行うことを明確化した。これにより、評議員の選任手続の透明性を確保するとともに、理事会と評議員会の役割分担を明確にし、法人運営における相互チェック機能の強化を図っている。

監事については、寄附行為に定める定数及び選任方法に基づき選任されている。令和7（2025）年4月の私立学校法改正に対応し、監事の選任については、従来の理事会で選出し評議員会の同意を得て理事長が選任する方式から、評議員会の決議により選任する方式

へ変更した。これにより、監事の独立性を確保し、理事会の業務執行に対するチェック機能をより明確にしている。

監事は、法人の業務、財産の状況及び理事の職務執行の状況について監査を行っている。また、理事会及び評議員会に出席し、法人の業務、財産の状況及び理事の職務執行の状況について、必要に応じて意見を述べている。

監事監査においては、法人の業務、設置校の教育活動、財産の状況、学生募集活動及び就職状況等について、副理事長、学長及び事務局長から説明を受け、必要に応じて質疑を行うなど、法人及び設置校の運営状況を確認している。また、監査法人からの報告も受け、会計処理及び財務状況の適正性についても確認している。

監事は、監査結果として監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 か月以内に開催する理事会及び評議員会に提出している。これにより、法人の業務執行、財産の状況、理事の職務執行及び会計処理の適正性について、継続的な確認が行われている。

本法人では、監事機能の強化を図る取組として、令和 3 (2021) 年 4 月から令和 5 (2023) 年 3 月末まで、大学事務局長経験者を常勤監事として配置した。これにより、法人及び大学の業務内容を踏まえた監査機能の充実を図ったが、監事監査を通じて把握された課題を、教学改革や財務改善につなげる仕組みについては、課題が残った。

また、本法人では、法人運営及び会計処理の適正性を高めるため、「学校法人大垣総合学園内部監査規程」を整備している。しかし、内部監査の実施体制については、内部監査の独立性、専門性及び客観性を確保する観点から、監査を担う人選や外部有識者の関与の在り方について検討を要しており、現時点では実効的な運用には至っていない。このため、内部監査体制を構築するまでの間は、監事監査及び会計監査人による二重のチェックを通じて、監査機能を実質的に担保している。今後は、監事監査及び会計監査人監査との役割分担を整理したうえで、本法人の規模及び実情に即した内部監査体制の構築が課題となっている。

以上のとおり、本法人では、評議員会、監事及び会計監査人によるチェック機能を整備している。また、令和 7 (2025) 年 4 月の私立学校法改正に対応し、理事会を中心とした法人運営に対する適切な相互チェック機能を確保している。

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

本法人は、「学校法人大垣総合学園中期計画（第 2 期：2023～2027）」のもと、財政健全化を目指した予算編成及び財務運営を行っている。毎年度、計算書類等に基づき、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」等を参考に、

財務比率、資金量及び収支状況を把握している。また、本法人は同指標において「B0」の区分に該当しており、法人全体の経営状態を継続的に確認しながら、財政健全化に向けた取組を進めている。

本法人全体の財務基盤については、貸借対照表により、資産、負債及び純資産の状況を確認している。令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの法人全体の純資産構成比率は、いずれも90%を超えており、自己資金による財務構造を有している。また、短期的な支払能力を示す流動比率は高い水準にあり、運用資産の保有状況を示す積立率についても70%台で推移している。負債の主な内容は、次年度学生生徒等納付金である前受金及び退職給与引当金であり、借入金はない。このことから、貸借対照表上は、法人全体として一定の財務的安全性を有している。

<貸借対照表の財務比率の推移（法人）>

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
純資産構成比率	93%	93%	93%	93%	93%
流動比率	597%	663%	641%	576%	594%
積立率	76%	76%	76%	75%	74%

6-4-② 収支バランスの確保

本法人及び本学の収入の中心は学生生徒等納付金であり、収支バランスを確保するためには、入学者数及び在籍者数の安定的確保が不可欠である。本学では、経済学部、経営学部及び看護学部を設置しているが、近年は入学者数及び在籍者数が減少傾向にあり、学生生徒等納付金収入の減少が収支に大きく影響している。

<学生数等の推移>

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
入学者数	415	370	310	367	331
入学定員充足率	96.5%	86.0%	72.1%	85.3%	77.0%
在学生数	1,627	1,662	1,505	1,413	1,316
収容定員充足率	94.6%	96.6%	87.5%	82.2%	76.5%

収支状況については、毎年度の決算において、事業活動収支及び資金収支の状況を確認し、理事会及び評議員会に報告している。特に、事業活動収支については、人件費比率、教育研究経費比率、経常収支差額比率及び教育活動収支差額比率等を用いて、収入と支出の均衡状況を確認している。

<事業活動収支に係る主な財務比率の推移（法人）>

	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)
人件費比率	56.2%	53.8%	55.2%	55.1%	50.5%
教育研究経費比率	43.1%	41.1%	42.7%	44.0%	45.2%
教育研究経費比率 （学費減除除外：大学部門）	35.0%	32.9%	36.2%	37.3%	37.5%
経常収支差額比率	▲9.7%	▲4.8%	▲8.2%	▲9.4%	▲6.7%
教育活動収支差額比率	▲10.0%	▲5.3%	▲8.8%	▲10.9%	▲9.0%

人件費比率は、令和 7（2025）年度に 50.5%まで低下しているが、これは収入規模が縮小する中で、教職員の退職不補充や定年退職者の再任用により人件費を抑制してきたことによるものである。学生数の減少に伴い学生生徒等納付金収入が減少しているため、人件費の抑制だけでは収支改善には限界があり、収入確保と支出適正化の両面から改善を進める必要がある。

教育研究経費比率については 40%台で推移しているが、この中には学生募集及び学生支援の一環として実施している学費減免に係る支出が含まれている。そのため、本学の教育研究経費比率の確認にあたっては、学費減免を除外した比率も併せて確認し、教育研究活動に係る実質的な経費水準を把握している。

学費減免を除外した本学（大学部門）の教育研究経費比率は、表のとおり、令和 7（2025）年度は 37.5%である。令和 5（2023）年版私学事業団発行の「今日の私学財政」における同規模区分である「1～2 千人」の教育研究経費比率は 37.0%、学部系統区分である「その他複数学部」は 34.5%であり、学費減免を除いた本学の教育研究経費比率は、同規模・類似系統の大学と比較しても概ね同水準にある。

このことから、本学の教育研究経費については、教育研究活動に係る実質的な経費水準が過大であるとはいえないが、学費減免を含めた教育研究経費比率は 40%台で推移しており、学費減免に係る支出が収支に与える影響は大きい。学費減免は、学生確保及び学生支援に資する面がある一方で、過度な奨学金支出は収支を圧迫する要因となるため、募集効果、学生確保への寄与及び財務負担への影響を検証し、収支バランスを踏まえた適正な制度運用を行う必要がある。

經常収支差額比率及び教育活動収支差額比率については、いずれの年度もマイナスで推移しており、事業活動収支上の収支改善には課題が残っている。一方で、資金収支については、支出抑制、補助金収入、寄付金収入、資産運用収入等により黒字を確保している。今後は、資金収支の黒字確保にとどまらず、事業活動収支における教育活動収支及び經常収支の改善に向けて、入学者数及び在籍者数の回復、学部別収支の把握、奨学金支出の適正化、人件費及び教育研究経費の管理を進める必要がある。

また、学部別の収支状況については、予算及び決算時に収支バランスが分かる資料を作成し、大学全体の収支だけでなく、経済学部、経営学部及び看護学部ごとの収支構造を把握し、必要な経営判断に活用している。

外部資金の導入については、学生生徒等納付金に依存する収入構造を補完する観点から、寄付金収入及び資産運用収入の確保に取り組んでいる。寄付金については、親和会（父母会）、校友会（卒業生）等からの支援を受け、教育研究活動及び学生支援に活用しているが、個人や企業からの受入れが少ないことが課題である。また、資産運用については、「学校法人大垣総合学園資金運用規則」に基づき、安全性に配慮しつつ、運用益の確保に努めている。

<外部資金等の推移>

（千円）

	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
寄付金収入 （現物寄付含む）	24,051	18,677	36,533	30,596	10,862

資産運用収入	6,380	12,340	16,559	35,198	58,021
--------	-------	--------	--------	--------	--------

以上のとおり、本法人及び本学は、収入の中心である学生生徒等納付金収入が学生数の減少により縮小する中で、人件費の抑制、学費減免を含む教育研究経費の確認、学部別収支の把握、寄付金及び資産運用収入の確保により、収支バランスの改善に努めている。資金収支については黒字を維持しているものの、経常収支差額比率及び教育活動収支差額比率はマイナスで推移しており、事業活動収支上の収支改善が引き続き課題である。

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

本法人では、「学校法人大垣総合学園中期計画（第2期：2023～2027）」に基づき、中期的な視点から財務運営を行っている。同計画では、5つの重点項目（戦略的経営、財政改善、組織・人事、施設・設備、事業継承）の観点から行動計画を設定している。

また、財政改善の進捗においては、設置校の教育を充実させることで学生数を回復させることを企図し、下表のとおり、中期計画4年目にあたる令和8（2026）年度には事業活動収支における経常収支差額はほぼ収支均衡、最終年度の令和9（2027）年度には黒字とする計画を立案した。

<経常収支差額の目標額と決算額>

年度	目標額	決算額	備考
令和5（2023）年度	▲409,250	▲222,545	目標達成
令和6（2024）年度	▲255,385	▲248,408	目標達成
令和7（2025）年度	▲163,491	▲178,805	未達成（誤差▲9.3%）
令和8（2026）年度	▲2,841		
令和9（2027）年度	136,366		

しかし、中期計画3年目を終了した令和7（2025）年度決算においては、学生数が当初企図した通りとならず、支出の抑制によって目標額に近い現状を維持していることになり、令和8（2026）年度の目標額を達成するには、学生募集での不足学生数をいかに確保するかが喫緊の課題である。さらに、学部学科間の不均衡等から、学部学科の拡大・縮小や再編の検討にはいっており、今後は重要な意思決定が必要になっている。

以上のとおり、本法人及び本学では、中期計画に基づき、毎年度の事業計画及び予算を編成するとともに、財務指標や学生数の状況を確認しながら、財務運営に努めている。今後も、中期計画の進捗状況を確認し、収支改善に向けた取組を継続していく。

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

「基準項目 6-5 を満たしている。」

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

本法人の会計処理は、学校法人会計基準に準拠するとともに、「学校法人大垣総合学園会計規則」、「学校法人大垣総合学園会計規則施行規程」、「学校法人大垣総合学園物件の取得・購入事務取扱内規」、「学校法人大垣総合学園物件の管理事務取扱内規」等の諸規程を整備し、これらに基づき適切に処理している。

会計処理にあたっては、収入、支出、資産、負債、基本金等について、学校法人会計基準及び本法人の会計関係規程に基づき、証憑書類、勘定科目、決裁手続等を確認したうえで処理している。また、会計処理上の疑問や判断が難しい事項については、本法人を担当している会計監査人に随時質問・相談し、回答・指導を受けて適宜対応している。

予算は、理事会で承認した予算編成方針に基づき、各課が委員会等での審議を経て策定した事業計画案及び予算案を、学長が議長を務める大学協議会において大学としての最終案として編成している。その後、当該事業計画案及び予算案は、経営委員会及び経営会議での審議を経て、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において議決している。

予算執行については、承認された予算に基づき、「学校法人大垣総合学園会計規則」及び「学校法人大垣総合学園専決基準規程」等に基づいて適正に行っている。また、当初策定した事業計画に変更が生じた場合や、予算と決算見込額との間に著しい乖離が見込まれる場合には補正予算を編成し、評議員会に意見を聴いたうえで、理事会の承認を得ている。

会計年度終了後は、私立学校法第 103 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 3 か月以内に計算書類等及び事業報告書、財産目録並びにこれらの附属明細書を作成している。作成した計算書類等については、監事及び会計監査人による監査を受けたうえで、理事会承認後に評議員会に報告し意見を聴いている。

以上のとおり、本法人では、学校法人会計基準及び会計関係規程に基づき会計処理を行うとともに、予算執行状況を確認し、必要に応じて補正予算を編成している。これにより、会計処理の適正性及び予算管理の実効性を確保している。

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

本法人では、会計処理及び計算書類等の適正性を確保するため、会計監査人による監査及び監事による監査を実施している。

会計監査人については、令和 7（2025）年 4 月の私立学校法改正に対応し、寄附行為において、その選任及び解任を評議員会の決議事項として定めている。会計監査人の選任にあたっては、監査体制、専門性、独立性及び学校法人会計に関する知見等を踏まえ、評議員会において適切に選任している。これにより、会計監査人の独立性及び客観性を確保し、会計監査の信頼性の向上を図っている。

会計監査人は、学校法人会計基準及び関係法令に基づき、計算書類等について監査を行っている。監査にあたっては、決算期における計算書類等の確認に加え、期中においても、会計処理、証憑書類、勘定科目、固定資産、補助金、寄付金、学費減免等に関する確認を行っている。

監事は、私立学校法及び寄附行為に基づき、法人の業務、財産の状況及び理事の職務執行状況について監査を行っている。監事監査においては、法人の業務運営、設置校の教育活動、財産の状況、学生募集活動、就職状況及び会計処理の状況等について、副理事長、学長、事務局長等から説明を受け、必要に応じて質疑を行っている。

また、監事は、会計監査人から監査の状況及び会計処理上の確認事項について報告を受け、会計監査人との連携を図っている。会計監査人及び監事から指摘又は確認事項があった場合には、法人本部及び関係部署において内容を確認し、必要な対応を行っている。

科学研究費助成事業等の公的研究費については、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「岐阜協立大学における公的研究費の管理・監査に関する規程」に基づき、内部監査を実施している。内部監査は、法人の事務部長が担当し、公的研究費の執行状況、証憑書類、支出手続及び関係規程に基づく管理状況を確認している。これにより、公的研究費の適正な執行及び不正使用防止に努めている。

以上のとおり、本法人では、会計監査人を適切に選任するとともに、会計監査人による監査、監事による監査、公的研究費に係る内部監査、会計監査人と監事の連携及び指摘事項への対応を通じて、会計監査等の体制を整備し、厳正な監査を実施している。

[基準6の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和7(2025)年4月の私立学校法改正に対応し、寄附行為を改正することで、理事会、評議員会、監事及び会計監査人の役割並びに選任・解任手続を明確化した。これにより、法人運営における意思決定体制と相互チェック機能の強化を図っている。

また、令和7(2025)年3月25日開催の理事会において、「学校法人大垣総合学園内部統制システム整備の基本方針」を策定し、経営に関する管理体制、リスク管理に関する体制、コンプライアンスに関する管理体制及び監査環境の整備について、法人としての基本的な方針を明確にしている。

さらに、経営委員会及び経営会議を通じて、教学部門及び事務局の意見を経営ラインに反映する仕組みを整えている。財務面では、借入金がなく、純資産構成比率も90%を超える水準で推移しており、貸借対照表上は一定の財務的安全性を有している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本法人は、日本私立学校振興・共済事業団の経営状態の区分において「B0」に該当しており、財政健全化に向けた継続的な取組が必要である。

本学では、入学者数及び在籍者数の減少により学生生徒等納付金収入が減少しており、經常収支差額比率及び教育活動収支差額比率はマイナスで推移している。また、学費減免に係る支出が収支に与える影響を募集効果と財務負担の両面から改善が必要である。また、内部監査については、規程を整備しているものの、実効的な実施体制の構築が課題となっている。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

今後は、学生募集の強化、入学者数及び在籍者数の回復、学部別収支の把握、奨学金支出の適正化、人件費及び教育研究経費の管理を通じて、収支バランスの改善に取り組む。

監査体制については、当面、監事監査及び会計監査人監査による二重のチェックにより監査機能を担保するとともに、それぞれの監査結果を法人運営、大学運営及び財務改善に接続する仕組みを整理し、法人の規模及び実情に即した内部監査体制の構築についても検討を進める。